

IP電話サービス契約約款

平成30年1月1日

中部テレコミュニケーション株式会社

目 次

第 1 章 総 則

- 第 1 条 約款の適用
- 第 2 条 約款の変更
- 第 3 条 用語の定義

第 2 章 IP 電話サービスの種類

- 第 4 条 IP 電話サービスの種類
- 第 5 条 第 1 種 IP セントレックスサービス及び第 2 種 IP セントレックスサービスの種類

第 3 章 IP 電話サービスの提供区域等

- 第 6 条 IP 電話サービスの提供区域等

第 4 章 契 約

第 1 節 第 1 種 IP 電話サービスに係る契約

- 第 7 条 契約の単位
- 第 8 条 第 1 種 IP 電話契約申込を行うことができる者の条件
- 第 9 条 第 1 種 IP 電話契約申込の方法
- 第 10 条 第 1 種 IP 電話契約申込の承諾
- 第 11 条 第 1 種 IP 電話サービスの音声通信番号
- 第 12 条 IP 利用回線による制約
- 第 13 条 利用権の譲渡の禁止
- 第 14 条 第 1 種 IP 電話契約者が行う第 1 種 IP 電話契約の解除
- 第 15 条 当社が行う第 1 種 IP 電話契約の解除
- 第 16 条 その他の提供条件

第 2 節 第 1 種 IP セントレックスサービスに係る契約

- 第 17 条 契約の単位
- 第 18 条 共同契約
- 第 19 条 第 1 種 IP セントレックス契約申込を行うことができる者の条件
- 第 20 条 第 1 種 IP セントレックス契約申込の方法
- 第 21 条 第 1 種 IP セントレックス契約申込の承諾
- 第 22 条 最低利用期間
- 第 23 条 第 1 種 IP セントレックスサービスの音声通信番号
- 第 24 条 内線番号の指定
- 第 25 条 IP 利用回線の種類と終端の場所の変更
- 第 26 条 内線番号数の変更
- 第 27 条 IP セントレックスグループの変更
- 第 28 条 その他の提供条件

第 3 節 第 2 種 IP セントレックスサービスに係る契約

- 第 29 条 契約の単位
- 第 30 条 共同契約
- 第 31 条 第 2 種 IP セントレックス契約申込を行うことができる者の条件
- 第 32 条 第 2 種 IP セントレックス契約申込の方法
- 第 33 条 第 2 種 IP セントレックス契約申込の承諾
- 第 34 条 最低利用期間
- 第 35 条 第 2 種 IP セントレックスサービスの音声通信番号及び固定通信番号
- 第 36 条 内線番号の指定
- 第 37 条 IP 利用回線の種類と終端の場所の変更
- 第 38 条 内線番号数の変更
- 第 39 条 IP セントレックスグループの変更
- 第 40 条 その他の提供条件

第 4 節 第 3 種 IP セントレックスサービスに係る契約

- 第 40 条の 2 契約の単位
- 第 40 条の 3 第 3 種 IP セントレックス契約申込を行うことができる者の条件

- 第 40 条の 4 第 3 種 IP セントレックス契約申込の方法
- 第 40 条の 5 第 3 種 IP セントレックス契約申込の承諾
- 第 40 条の 6 最低利用期間
- 第 40 条の 7 第 3 種 IP セントレックスサービスの音声通信番号
- 第 40 条の 8 内線番号の指定
- 第 40 条の 9 IP 利用回線の種類と終端の場所の変更
- 第 40 条の 10 内線番号数の変更
- 第 40 条の 11 その他の提供条件

第 5 章 付加機能

- 第 41 条 付加機能の提供
- 第 42 条 付加機能の利用の一時中断
- 第 43 条 付加機能の廃止

第 6 章 端末設備の提供等

- 第 44 条 端末設備の提供
- 第 45 条 音声通信番号の登録等

第 7 章 利用中止及び利用停止

- 第 46 条 利用中止
- 第 47 条 利用停止
- 第 48 条 接続休止

第 8 章 通信

第 1 節 音声通信の種類等

- 第 49 条 音声通信の種類
- 第 50 条 音声通信の品質
- 第 51 条 相互接続音声通信

第 2 節 通信利用の制限

- 第 52 条 音声通信利用等の制限
- 第 53 条 通信時間等の制限

第 3 節 通信時間の測定等

- 第 54 条 通信時間の測定等

第 4 節 発信音声通信番号通知

- 第 55 条 発信音声通信番号通知

第 9 章 料金等

第 1 節 料金及び工事に関する費用

- 第 56 条 料金及び工事に関する費用

第 2 節 料金等の支払義務

- 第 57 条 基本料金の支払義務
- 第 58 条 通信料金の支払義務
- 第 59 条 工事費の支払義務

第 3 節 料金の計算等

- 第 60 条 料金の計算等

第 4 節 割増金及び遅延損害金

- 第 61 条 割増金
- 第 62 条 遅延損害金

第 5 節 相互接続音声通信の料金の取扱い等

- 第 63 条 相互接続音声通信の料金の取扱い等
- 第 63 条の 2 協定事業者が定める相互接続音声通信の料金等の滞納措置
- 第 63 条の 3 協定事業者に係る債権の譲受等

第 10 章 保守

- 第 64 条 契約者の維持責任
- 第 65 条 契約者の切分責任
- 第 66 条 修理又は復旧の順位

第 11 章 損害賠償

第 67 条 責任の制限

第 68 条 免責

第 12 章 雑則

第 69 条 承諾の限界

第 69 条の 2 他の電気通信事業者との利用契約の締結

第 69 条の 3 協定事業者の電気通信サービスに関する料金の回収代行

第 70 条 利用に係る契約者の義務

第 70 条の 2 IPセントレックス契約者からの電気通信設備の設置場所の提供等

第 71 条 端末設備の返却

第 72 条 工事のための端末設備等の持込み

第 73 条 契約者の氏名等の通知

第 74 条 電話帳への掲載

第 75 条 電話番号案内

第 76 条 番号情報の提供

第 77 条 相互接続番号案内

第 78 条 相互接続番号案内料金の支払義務

第 78 条の 2 天気予報サービス、時報サービス及び災害用伝言ダイヤルサービス

第 78 条の 3 電報サービスの利用

第 79 条 契約者に係る情報の利用

第 80 条 法令に規定する事項

第 81 条 本邦外における取扱制限

第 82 条 閲覧

別記

- 1 IP電話サービスの提供区域等
- 2 契約者の地位の承継
- 3 契約者の氏名等の変更
- 4 相互接続通話の料金の取扱い
- 5 相互接続通話に係る協定事業者
- 6 相互接続通話の接続形態と料金の取扱い
- 7 音声通信が利用できない通信の相手先
- 8 自営端末設備の接続
- 9 自営端末設備に異常がある場合等の検査
- 10 自営電気通信設備の接続
- 11 自営電気通信設備に異常がある場合等の検査
- 12 当社の維持責任
- 13 新聞社等の基準
- 14 電話帳の普通掲載
- 15 電話帳の掲載省略
- 16 電話帳の重複掲載
- 17 料金明細内訳書の送付
- 18 総合品質
- 19 他の電気通信事業者との利用契約の締結

料金表

通則

第 1 表 料金

第 1 基本料金

第 2 通信料金

第 2 表 工事に関する費用

第 1 工事費

第 3 表 附帯サービスに関する料金

第 1 重複掲載料

第 2 料金明細内訳の送付手数料

別表 1 当社が別に定める IP 電話設備への着信に係る協定事業者

別表 2 当社が別に定める IP 電話設備への着信に係る協定事業者

附則

第 1 章 総 則

(約款の適用)

第 1 条 中部テレコミュニケーション株式会社（以下「当社」といいます。）は、この I P 電話サービス契約約款（以下「約款」といいます。）を定め、これにより I P 電話サービス（当社がこの約款以外の契約約款等を定め、それにより提供するものを除きます。）を提供します。

(注) 本条のほか、当社は、I P 電話サービスに附帯するサービス（当社が別に定めるものを除きます。以下「附帯サービス」といいます。）をこの約款により提供します。

(約款の変更)

第 2 条 当社は、この約款を変更することがあります。この場合の提供条件は、変更後の約款によります。

2 当社は、電気通信事業法施行規則（昭和 60 年郵政省令 25 号。以下「事業法施行規則」といいます。）第 2 2 条の 2 の 3 第 2 項第 1 号に該当する事項の変更を行う場合、当社の指定するホームページに掲示する方法又は当社が適切であると判断する方法により説明します。

(用語の定義)

第 3 条 この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用 語	用 語 の 意 味
電気通信設備	電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電氣的設備
電気通信サービス	電気通信設備を使用して他人の通信を媒介すること、その他電気通信設備を他人の通信の用に供すること
音声通信	インターネットプロトコルにより音響（映像情報通信により伝送交換される音響を除きます。）を伝送交換する通信
I P 電話網	主として音声通信の用に供することを目的として伝送交換を行うための電気通信回線設備（送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備及びこれと一体として設置される交換設備並びにこれらの附属設備をいいます。以下同じとします。）
I P 電話サービス	I P 電話網を使用して行う電気通信サービス
サービス取扱局	電気通信設備を設置し、それにより I P 電話サービスを提供する当社の事業所
サービス取扱所	I P 電話サービスの契約事務を行う当社の事務所
相互接続点	当社と当社以外の電気通信事業者（電気通信事業法（昭和 5 9 年法第 8 6 号。以下「事業法」といいます。）第 9 条第 1 項の許可を受けた者、事業法第 22 条第 1 項の届出をした者又は事業法第 2 4 条第 1 項の登録を受けた者をいいます。以下同じとします。）との間の相互接続協定（事業法第 3 3 条第 9 項若しくは同条第 1 0 項又は第 3 4 条第 4 項の規定に基づき当社が当社以外の電気通信事業者との間で電気通信設備の接続に関し締結した協定をいいます。以下同じとします。）に基づく接続に係る電気通信設備の接続点
協定事業者	当社と相互接続協定を締結している電気通信事業者

IP電話契約	当社からIP電話サービスの提供を受けるための契約
第1種IP電話契約	当社から第1種IP電話サービスの提供を受けるための契約
第1種IP電話契約者	当社と第1種IP電話契約を締結している者
IPセントレックス契約	第1種IPセントレックス契約及び第2種IPセントレックス契約
IPセントレックス契約者	第1種IPセントレックス契約者及び第2種IPセントレックス契約者
第1種IPセントレックス契約	当社から第1種IPセントレックスサービスの提供を受けるための契約
第1種IPセントレックス契約者	当社と第1種IPセントレックス契約を締結している者
第2種IPセントレックス契約	当社から第2種IPセントレックスサービスの提供を受けるための契約
第2種IPセントレックス契約者	当社と第2種IPセントレックス契約を締結している者
第3種IPセントレックス契約	当社から第3種IPセントレックスサービスの提供を受けるための契約
第3種IPセントレックス契約者	当社と第3種IPセントレックス契約を締結している者
契約者	第1種IP電話契約者、第1種IPセントレックス契約者、第2種IPセントレックス契約者及び第3種IPセントレックス契約者
IP利用回線	契約者に係るアクセス回線
IP利用回線等	(1) IP利用回線 (2) 当社以外の電気通信事業者が提供する電話サービスの用に供している電気通信回線
サービス接続点	IP電話網と当社の他の電気通信サービスに係る電気通信設備との接続点
相互接続音声通信	相互接続点を經由する音声通信
端末設備	IP利用回線の一端に接続される電気通信設備であって、1の部分の設置場所が他の部分の設置場所と同一の構内(これに準ずる区域内を含みます。)又は同一の建物内にあるもの
自営端末設備	IP電話契約者が設置する端末設備(IP利用回線の一端(IP利用回線に係るもの及び相互接続点に係るものを除きます。)に接続される電気通信設備であって、1の部分の設置の場所が他の部分の設置の場所と同一の構内(これに準ずる区域内を含みます。)又は同一の建物内であるものをいいます。)
自営電気通信設備	当社が別に定める電気通信事業者以外の者が設置する電気通信設備であって、端末設備以外のもの
電気通信番号	電気通信事業者が電気通信役務の提供に当たり送信の場所と受信の場所との間を接続するために電気通信設備を識別し、又

	は提供すべき電気通信役務の種類若しくは内容を識別するために用いる番号、記号その他符号
固定通信番号	番号規則第9条第1項第1号に定める端末系伝送路設備を識別するために当社が付与する電気通信番号
音声通信番号	電気通信番号規則(平成9年郵政省令第82号。以下「番号規則」といいます。)第10条第1項第2号に定める電気通信役務の種類又は内容を識別するために当社が付与する電気通信番号
映像情報通信	サービス取扱局に設置される電気通信設備を介して、動画やそれに付随する音響を伝送交換する通信
内線端末	1の音声通信番号又は固定通信番号に対応する端末設備
内線通話	当社のサービス取扱局内に設置されるIPセントレックス交換設備を介して行う、第1種IPセントレックス契約者、第2種IPセントレックス契約者又は第3種IPセントレックス契約者が指定する内線端末相互間の音声通信
内線番号	音声通信番号及び料金表に規定するIPセントレックス機能を利用するための番号以外の、当社が定める桁数の番号
携帯・自動車電話設備	協定事業者(無線設備規則(昭和25年電波監理委員会規則第18号。以下、「無線設備規則」といいます。)第3条第1号に規定する携帯無線通信による電気通信サービスを提供する電気通信事業者に限ります。)が設置する電気通信設備
PHS電話設備	協定事業者(電波法施行規則(昭和25年電波監理委員会規則第14号。以下、「電波法施行規則」といいます。)第6条第4項第6号に規定するPHSの陸上移動局との間で行われる無線通信による電気通信サービスを提供する電気通信事業者が設置する電気通信設備
IP電話設備	協定事業者が設置する電気通信設備であって、音声通信番号に規定する電気通信番号により識別されるもの
消費税相当額	消費税法(昭和63年法律第108号)及び同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額並びに地方税法(昭和25年法律第226号)及び同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額

第 2 章 I P 電話サービスの種類

(I P 電話サービスの種類)

第 4 条 当社が提供する I P 電話サービスには、次の種類があります。

種 類	内 容
第 1 種 I P 電話サービス	I P 電話網及び I P 利用回線を使用して音声通信を行うことができるサービスであって、通話品質として別記 18 に定める音声通信番号総合品質を満たしているもの。
第 1 種 I P セントレックスサービス	I P 電話網及び I P 利用回線を使用して行う音声通信及び、内線通話を内線番号をダイヤルすることにより可能にする電話サービスであって、通話品質として別記 18 に定める音声通信番号総合品質を満たしているもの。
第 2 種 I P セントレックスサービス	I P 電話網及び I P 利用回線を使用して行う音声通信及び、内線通話を内線番号をダイヤルすることにより可能にする電話サービスであって、通話品質として別記 18 に定める固定通信番号総合品質を満たしているもの。
第 3 種 I P セントレックスサービス	I P 電話網及び I P 利用回線を使用して、指定された電気通信サービス（当社が別に定める協定事業者が提供する電気通信サービスに限ります。）から当社が別に定める接続方法により内線端末を経由して行う音声通信及び、内線通話を内線番号をダイヤルすることにより可能にする電話サービスであって、通信品質として別記 18 に定める音声通信番号総合品質を満たしているもの。

(第 1 種 I P セントレックスサービス及び第 2 種 I P セントレックスサービスの種類)

第 5 条 当社が提供する第 1 種 I P セントレックスサービス及び第 2 種 I P セントレックスサービスには、次の種類があります。

種 類	内 容
タイプ 1	I P 電話網及び I P 利用回線を使用して行う音声通信及び、 I P セントレックス契約者の構内交換機を経由して内線通話（当該 I P セントレックス契約に係る I P 利用回線の終端に係る内線端末相互間の通信を除きます。）を提供する I P セントレックスサービス
タイプ 2	I P 電話網及び I P 利用回線を使用して行う音声通信及び、契約者の終端相互間における内線音声通信を提供する I P セントレックスサービスであって、内線端末に付随する料金表に定める機能を提供するもの

第3章 I P 電話サービスの提供区域等

(I P 電話サービスの提供区域等)

第6条 当社の I P 電話サービスは、当社が別記 1 に定める提供区域等において提供します。

第4章 契 約

第1節 第1種 I P 電話サービスに係る契約

(契約の単位)

第7条 当社は、1の第1種 I P 電話契約の申込みにつき、1の第1種 I P 電話契約を締結します。この場合、第1種 I P 電話契約者は、1の第1種 I P 電話契約につき1人に限ります。

(第1種 I P 電話契約申込を行うことができる者の条件)

第8条 第1種 I P 電話契約の申込みを行うことができる者は、当社が定める I P 利用回線を別に契約する者に限ります。

2 第1項のうち第1種 I P 電話契約の申込みを行うことができる者は、申込みに際し I P 電話サービスの提供を受けるために必要な I P 電話アダプタを用意していただきます。

(注) 当社が定める I P 利用回線とは、「CTCインターネット接続サービス規約」に規定するサービスとします。

(第1種 I P 電話契約申込の方法)

第9条 第1種 I P 電話契約の申込みをするときは、当社所定の契約申込書をサービス取扱所に提出していただきます。

(第1種 I P 電話契約申込の承諾)

第10条 当社は、第1種 I P 電話契約の申込みがあったときは、受け付けた順序に従って承諾します。

2 当社は、前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合には、その第1種 I P 電話契約の申込を承諾しないことがあります。この場合において、承諾しなかったときは、当社はその申込者に対し、その旨を通知します。なお、各号のいずれかによるものかは、当社はその申込者に開示しないものとします。

(1) 第1種 I P 電話サービスを提供することが技術上著しく困難なとき。

(2) I P 利用回線を介して他社の電気通信設備に接続される場合は、総合品質（事業用電気通信設備規則第35条の6第1項の規定に基づく総合品質の基準をいいます。以下「総合品質」といいます。）を維持することが困難であると当社が判断したとき。

(3) 第1種 I P 電話契約の申込みをした者が、第1種 I P 電話サービス又は I P 利用回線の料金又は工事に関する費用の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。

(4) 第1種 I P 電話契約の申込みをした者が、第47条（利用停止）の規定のいずれかに該当し、第1種 I P 電話サービスの利用を停止されている、又は契約解除を受けたことがあるとき。

(5) 第1種 I P 電話契約の申込みをした者が、I P 利用回線の契約約款に定める「利用停止」の規定のいずれかに該当し、I P 利用回線の利用を停止されている、又

は契約解除を受けたことがあるとき。

(6) 第1種IP電話契約の申込みをした者が、申込みにあたり虚偽の内容を記載した契約申込書を提出したとき。

(7) その他当社の業務の遂行上著しい支障があるとき。

(第1種IP電話サービスの音声通信番号)

第11条 当社は、第1種IP電話契約者に、1の第1種IP電話契約について1の音声通信番号を当社が別に定めるところにより付与します。

2 当社は、技術上及び業務の遂行上やむを得ない理由があるときは、音声通信番号を変更することがあります。

3 前項の規定により音声通信番号を変更する場合には、あらかじめそのことを第1種IP電話契約者にお知らせします。

4 IP利用回線を介して他社の電気通信設備に接続される場合は、音声通信番号総合品質を維持することが困難であると当社が判断したときは、音声通信番号の付与を廃止することがあります。

(注) 当社は、本条の規定によるほか、第66条(修理又は復旧の順位)の注書きの規定による場合は、音声通信番号を変更することがあります。

(IP利用回線による制約)

第12条 第1種IP電話契約者は、当社又は当社以外の電気通信事業者の契約約款及び料金表の定めるところにより、IP利用回線を使用することができない場合においては、IP電話サービスを利用することができません。

(利用権の譲渡の禁止)

第13条 第1種IP電話契約者は、第1種IP電話サービスに係る利用権(第1種IP電話契約者が第1種IP電話契約に基づいて第1種IP電話サービスの提供を受ける権利をいいます。)を譲渡することができません。

(第1種IP電話契約者が行う第1種IP電話契約の解除)

第14条 第1種IP電話契約者は、第1種IP電話契約を解除しようとするときは、そのことをあらかじめ当社所定の方法によりサービス取扱所に書面により通知していただきます。

(当社が行う第1種IP電話契約の解除)

第15条 当社は、次の場合には、第1種IP電話契約を解除することがあります。

(1) 第47条(利用停止)の規定により第1種IP電話サービスの利用停止をされた第1種IP電話契約者がなおその事実を解消しないとき。

(2) 第1種IP電話サービスのIP利用回線に係る契約の解除、又は細目又は区別の変更に伴い、第8条(第1種IP電話契約申込を行うことができる者の条件)を満たさなくなった旨の届出があったとき又はその事実を知ったとき。

2 当社は、第1種IP電話契約者が第47条(利用停止)の規定のいずれかに該当する場合に、その事実が当社の業務の遂行に特に著しい支障を及ぼすと認められるときは、前項の規定にかかわらず、第1種IP電話サービスの利用停止をしないでその第1種IP電話契約を解除することがあります。

3 IP利用回線に関して次の事項に該当する場合に、第1種IP電話契約を解除することがあります。

(1) 第1種IP電話契約の申込みをした者が、IP利用回線の契約を締結している者と同一でないことについて、その事実を知ったとき。

(2) そのIP利用回線に係る協定事業者の承諾が得られないとき、その他その申込内

容が相互接続協定に基づく条件に適合しないとき。

(3)そのIP利用回線に係る協定事業者の契約の解除があったとき又はその事実を知ったとき。

(4)そのIP利用回線が、移転により第1種IP電話サービスの提供区域外となったとき。

4 当社は、前3項の規定により、その第1種IP電話契約を解除しようとするときは、あらかじめ、第1種IP電話契約者にそのことをお知らせします。

当社は、前4項の規定にかかわらず、第1種IP電話契約者が、第10条（第1種IP電話契約申込の承諾）の第2項に定める事由が発生したときは、当社は何ら催告を要せず、直ちに、その第1種IP電話契約を解除することがあります。

（その他の提供条件）

第16条 第1種IP電話契約に関するその他の提供条件については、別記2及び3に定めるところによります。

第2節 第1種IPセントレックスサービスに係る契約

（契約の単位）

第17条 当社は、1のIP利用回線につき1の第1種IPセントレックス契約を締結します。

（共同契約）

第18条 当社は、1のIP利用回線について第1種IPセントレックス契約者が2人以上となる第1種IPセントレックス契約（以下、「共同契約」といいます。）を締結します。

2 前項の場合、第1種IPセントレックス契約者のうち1人を当社に対する代表者と定め、これを届け出ていただきます。これを変更したときも同様とします。

（第1種IPセントレックス契約申込を行うことができる者の条件）

第19条 第1種IPセントレックス契約の申込みを行うことができる者は、当社が定めるIP利用回線を別に契約する者に限ります。

2 タイプ1に係る第1種IPセントレックス契約の申込みを行う者は、当社指定のIP接続装置を用意していただきます。

3 タイプ2に係る第1種IPセントレックス契約の申込みを行う者は、当社指定の内線端末を用意していただきます。

（注）当社が定めるIP利用回線とは、下表の契約約款又は規約に規定するサービスとします。

提供事業者	サービス
中部テレコミュニケーション株式会社	イーサネット網サービス契約約款

（第1種IPセントレックス契約申込の方法）

第20条 第1種IPセントレックス契約の申込みをするときは、次に掲げる事項について記載した当社所定の契約申込書をサービス取扱所に提出していただきます。

(1) 第1種IPセントレックスサービスの種類

(2) IP利用回線の種類と終端の場所

(3) IP利用回線の終端に所属する音声通信番号及び内線番号（タイプ1については、同時通信可能なものに限りません。以下同じとします。）の数

(4) 所属するIPセントレックスグループ（内線番号をダイヤルすることにより、相互に音声通信を行うことができる内線端末から構成されるグループをいいます。以下同じとします。）ただし、IP利用回線に係る提供条件により所属するIPセ

ントレックスグループが制限される場合があります。

(5) IPセントレックスグループ間通信(異なるIPセントレックスグループに所属する内線端末相互間において、内線番号にグループコード(IPセントレックス装置に登録された当社が定める数字であって、契約者があらかじめIPセントレックスグループ毎に付与したものをいいます。)を前置きしてダイヤルすることにより行う音声通信をいいます。以下同じとします。)を行う場合は、通信の相手先となるIPセントレックスグループ

(6)その他第1種 IPセントレックス契約の内容を特定するために必要な事項

2 前項の場合において、その申込みが新たにIPセントレックスグループを設ける申込みであるときは、そのIPセントレックスグループの代表者を定めてサービス取扱所に届け出て頂きます。これを変更したときも同様とします。

3 IPセントレックスグループ間通信を行う各々のIPセントレックスグループの第1種IPセントレックス契約の申込みをするものが異なる場合は、該当するもの全てがIPセントレックスグループ間通信を行うことを承諾した上で、代表者を定めてサービス取扱所に届け出ていただきます。これを変更するときも同様とします。

(第1種IPセントレックス契約申込の承諾)

第21条 当社は、第1種IPセントレックス契約の申込みがあったときは、第10条(第1種IP電話契約申込の承諾)を準用して取り扱うほか、IPセントレックスグループの代表者の同意がないときには、第1種IPセントレックス契約の申込みを承諾しないことがあります。

(最低利用期間)

第22条 第1種IPセントレックスサービスについては、料金表第1表(料金)の定めるところにより最低利用期間があります。

2 前項の最低利用期間は、第1種IPセントレックスサービスの提供を開始した日から起算して1年間とします。

3 第1種IPセントレックス契約者は、前項の最低利用期間内に第1種IPセントレックス契約の解除又は付加機能の廃止があった場合には、当社が定める期日までに、料金表第1表(料金)に規定する額を支払っていただきます。

(第1種IPセントレックスサービスの音声通信番号)

第23条 当社は、第1種IPセントレックス契約者に、第1種IPセントレックス契約の申込みに基づき、音声通信番号を当社が別に定めるところにより付与します。

2 当社は、技術上及び業務の遂行上やむを得ない理由があるときは、音声通信番号を変更することがあります。

3 前項の規定により音声通信番号を変更する場合には、あらかじめそのことを第1種IPセントレックス契約者にお知らせします。

4 IP利用回線を介して他社の電気通信設備に接続される場合は、音声通信番号総合品質を維持することが困難であると当社が判断したときは、音声通信番号の全部又は一部の付与を廃止することがあります。

(内線番号の指定)

第24条 第1種IPセントレックス契約者は、IPセントレックスグループの代表者の同意を得て、内線番号を指定していただきます。この場合、内線番号の数は、その第1種IPセントレックス契約に係る内線数と同数とします。

2 第1種IPセントレックス契約者は、内線番号を変更することができます。この場合の取扱いは、前項の規定に準ずるものとします。

3 内線番号の桁数等は、1のIPセントレックスグループごとに当社がそのIPセントレックスグループの代表者と協議して定めます。

(I P 利用回線の種類と終端の場所の変更)

第 25 条 当社は、第 1 種 I P セントレックス契約者から請求があったときは、I P 利用回線の種類と終端の場所に係る契約内容の変更を行います。

2 前項の請求があったときは、当社は、第 21 条 (第 1 種 I P セントレックス契約申込の承諾) の規定に準じて取り扱います。

(内線番号数の変更)

第 26 条 第 1 種 I P セントレックス契約者は、I P 利用回線の終端に所属する内線番号数の変更の請求をすることができます。

2 前項の請求があったときは、当社は、第 21 条 (第 1 種 I P セントレックス契約申込の承諾) の規定に準じて取り扱います。

(I P セントレックスグループの変更)

第 27 条 第 1 種 I P セントレックス契約者 (I P セントレックスグループの代表者を除きます。) は、現に所属する I P セントレックスグループから他の I P セントレックスグループへ、I P セントレックスグループの変更の請求をすることができます。

2 前項の請求があったときは、当社は、第 20 条 (第 1 種 I P セントレックス契約申込の方法) 及び第 21 条 (第 1 種 I P セントレックス契約申込の承諾) の規定に準じて取り扱います。

(その他の提供条件)

第 28 条 利用権の譲渡の禁止、第 1 種 I P セントレックス契約者が行う第 1 種 I P セントレックス契約の解除及び当社が行う第 1 種 I P セントレックス契約の解除の取扱いについては、I P 電話サービスの場合に準ずるものとします。

2 前項に定めるほか、第 1 種 I P セントレックス契約に関するその他の提供条件については、別記 2 及び 3 に定めるところによります。

第 3 節 第 2 種 I P セントレックスサービスに係る契約

(契約の単位)

第 29 条 当社は、1 の I P 利用回線につき 1 の第 2 種 I P セントレックス契約を締結します。

(共同契約)

第 30 条 当社は、1 の I P 利用回線について第 2 種 I P セントレックス契約者が 2 人以上となる第 2 種 I P セントレックス契約 (以下、「共同契約」といいます。)) を締結します。

2 前項の場合、第 2 種 I P セントレックス契約者のうち 1 人を当社に対する代表者と定め、これを届け出ていただきます。これを変更したときも同様とします。

(第 2 種 I P セントレックス契約申込を行うことができる者の条件)

第 31 条 第 2 種 I P セントレックス契約の申込みを行うことができる者は、当社が定める I P 利用回線を別に契約する者に限ります。

2 タイプ 1 に係る第 2 種 I P セントレックス契約の申込みを行う者は、当社指定の I P 接続装置を用意していただきます。

3 タイプ 2 に係る第 2 種 I P セントレックス契約の申込みを行う者は、当社指定の内線端末を用意していただきます。

4 タイプ 2 に係る第 2 種 I P セントレックス契約の申込みを行う者で固定通信番号を利用する者は、内線端末から緊急通報に関する電気通信番号 (番号規則第 11 条

に規定する110番、118番又は119番とします。以下同じとします。)への発信を確保していただきます。

- 5 前項の場合、緊急通報に関する電気通信番号への発信方法について当社との間で確認を行い、緊急通報に関する電気通信番号への発信方法について書面で取り交わすものとします。

(注)当社が定めるIP利用回線とは、「イーサネット網サービス契約約款」に規定するサービスとします。

(第2種IPセントレックス契約申込の方法)

第32条 第2種IPセントレックス契約の申込みをするときは、次に掲げる事項について記載した当社所定の契約申込書をサービス取扱所に提出していただきます。

- (1) 第2種IPセントレックスサービスの種類
- (2) IP利用回線の種類と終端の場所
- (3) IP利用回線の終端に所属する音声通信番号、固定通信番号及び内線番号の数
- (4) 所属するIPセントレックスグループ

ただし、IP利用回線に係る提供条件により所属するIPセントレックスグループが制限される場合があります。

- (5) IPセントレックスグループ間通信を行う場合は、通信の相手先となるIPセントレックスグループ

(6)その他第2種IPセントレックス契約の内容を特定するために必要な事項

- 2 前項の場合において、その申込みが新たにIPセントレックスグループを設ける申込みであるときは、そのIPセントレックスグループの代表者を定めてサービス取扱所に届け出て頂きます。これを変更したときも同様とします。

- 3 IPセントレックスグループ間通信を行う各々のIPセントレックスグループの第2種IPセントレックス契約の申込みをするものが異なる場合は、該当するもの全てがIPセントレックスグループ間通信を行うことを承諾した上で、代表者を定めてサービス取扱所に届け出ていただきます。これを変更するときも同様とします。

(第2種IPセントレックス契約申込の承諾)

第33条 当社は、第2種IPセントレックス契約の申込みがあったときは、第10条(第1種IP電話契約申込の承諾)を準用して取り扱うほか、IPセントレックスグループの代表者の同意がないときには、第2種IPセントレックス契約の申込みを承諾しないことがあります。

(最低利用期間)

第34条 第2種IPセントレックスサービスについては、料金表第1表(料金)の定めるところにより最低利用期間があります。

- 2 前項の最低利用期間は、第2種IPセントレックスサービスの提供を開始した日から起算して1年間とします。

- 3 第2種IPセントレックス契約者は、前項の最低利用期間内に第2種IPセントレックス契約の解除又は付加機能の廃止があった場合には、当社が定める期日までに、料金表第1表(料金)に規定する額を支払っていただきます。

(第2種IPセントレックスサービスの音声通信番号及び固定通信番号)

第35条 当社は、第2種IPセントレックス契約者に、第2種IPセントレックス契約の申込みに基づき、音声通信番号又は固定通信番号を当社が別に定めるところにより付与します。

- 2 当社は、料金表第1表(料金)に別段の定めがある場合には、その定めるところによります。

- 3 当社は、技術上及び業務の遂行上やむを得ない理由があるときは、音声通信番号

又は固定通信番号を変更することがあります。

4 前項の規定により音声通信番号又は固定通信番号を変更する場合には、あらかじめそのことを第2種IPセントレックス契約者にお知らせします。

5 IP利用回線を介して他社の電気通信設備に接続される場合は、固定通信番号総合品質を維持することが困難であると当社が判断したときは、音声通信番号又は固定通信番号の全部又は一部の付与を廃止することがあります。

(内線番号の指定)

第36条 第2種IPセントレックス契約者は、IPセントレックスグループの代表者の同意を得て、内線番号を指定していただきます。この場合、内線番号の数は、その第2種IPセントレックス契約に係る内線数と同数とします。

2 第2種IPセントレックス契約者は、内線番号を変更することができます。この場合の取扱いは、前項の規定に準ずるものとします。

3 内線番号の桁数等は、1のIPセントレックスグループごとに当社がそのIPセントレックスグループの代表者と協議して定めます。

(IP利用回線の種類と終端の場所の変更)

第37条 当社は、第2種IPセントレックス契約者から請求があったときは、IP利用回線の種類と終端の場所に係る契約内容の変更を行います。

2 前項の請求があったときは、当社は、第33条(第2種IPセントレックス契約申込の承諾)の規定に準じて取り扱います。

(内線番号数の変更)

第38条 第2種IPセントレックス契約者は、IP利用回線の終端に所属する内線番号数の変更の請求をすることができます。

2 前項の請求があったときは、当社は、第33条(第2種IPセントレックス契約申込の承諾)の規定に準じて取り扱います。

(IPセントレックスグループの変更)

第39条 第2種IPセントレックス契約者(IPセントレックスグループの代表者を除きます。)は、現に所属するIPセントレックスグループから他のIPセントレックスグループへ、IPセントレックスグループの変更の請求をすることができます。

2 前項の請求があったときは、当社は、第32条(第2種IPセントレックス契約申込の方法)及び第33条(第2種IPセントレックス契約申込の承諾)の規定に準じて取り扱います。

(その他の提供条件)

第40条 当社は第2種IPセントレックス契約者の内線端末及びその他音声通信に係わる自営端末装置のIPアドレス(インターネットプロトコルで定められているアドレスをいいます。)を、当社が別に定めるところにより付与及び設定管理するものとします。

2 利用権の譲渡の禁止、第2種IPセントレックス契約者が行う第2種IPセントレックス契約の解除及び当社が行う第2種IPセントレックス契約の解除の取扱いについては、IP電話サービスの場合に準ずるものとします。

3 前項に定めるほか、第2種IPセントレックス契約に関するその他の提供条件については、別記2及び3に定めるところによります。

第4節 第3種IPセントレックスサービスに係る契約

(契約の単位)

第40条の2 当社は、1のIP利用回線につき1の第3種IPセントレックス契約を締結します。

(第3種IPセントレックス契約申込を行うことができる者の条件)

第40条の3 第3種IPセントレックス契約の申込みを行うことができる者は、当社が定めるIP利用回線を別に契約する者に限ります。

2 第3種IPセントレックス契約の申込みを行う者は、内線端末設備の申込みをしていただきます。

(注)当社が定めるIP利用回線とは、「イーサネット網サービス契約約款」に規定するサービスとします。

3 第3種IPセントレックス契約の申込みを行う者は、当社が別に定める協定事業者の電気通信サービスに係る契約の申込みを行っていただきます。

(第3種IPセントレックス契約申込の方法)

第40条の4 第3種IPセントレックス契約の申込みをするときは、次に掲げる事項について記載した当社所定の契約申込書をサービス取扱所に提出していただきます。

(1) 内線端末設備の種類と終端の場所

(2) IP利用回線の終端に所属する音声通信番号及び内線番号の数

(3) 所属するIPセントレックスグループ。ただし、IP利用回線に係る提供条件により所属するIPセントレックスグループが制限される場合があります。

(4) IPセントレックスグループ間通信を行う場合は、通信の相手先となるIPセントレックスグループ

(5) その他第3種IPセントレックス契約の内容を特定するために必要な事項

2 前項の場合において、その申込みが新たにIPセントレックスグループを設ける申込みであるときは、そのIPセントレックスグループの代表者を定めてサービス取扱所に届け出て頂きます。これを変更したときも同様とします。

3 IPセントレックスグループ間通信を行う各々のIPセントレックスグループの第3種IPセントレックス契約の申込みをするものが異なる場合は、該当するもの全てがIPセントレックスグループ間通信を行うことを承諾した上で、代表者を定めてサービス取扱所に届け出ていただきます。これを変更するときも同様とします。

(第3種IPセントレックス契約申込の承諾)

第40条の5 当社は、第3種IPセントレックス契約の申込みがあったときは、第10条(第1種IP電話契約申込の承諾)を準用して取り扱うほか、IPセントレックスグループの代表者の同意がないときには、第3種IPセントレックス契約の申込みを承諾しないことがあります。

(最低利用期間)

第40条の6 第3種IPセントレックスサービスについては、料金表第1表(料金)の定めるところにより最低利用期間があります。

2 前項の最低利用期間は、第3種IPセントレックスサービスの提供を開始した日から起算して1年間とします。

3 第3種IPセントレックス契約者は、前項の最低利用期間内に第3種IPセントレックス契約の解除又は付加機能の廃止があった場合には、当社が定める期日までに、料金表第1表(料金)に規定する額を支払っていただきます。

(第3種IPセントレックスサービスの音声通信番号)

第40条の7 当社は、第3種IPセントレックス契約者に、第3種IPセントレックス契約の申込みに基づき、音声通信番号を当社が別に定めるところにより付与します。

- 2 当社は、料金表第1表（料金）に別段の定めがある場合には、その定めるところによります。
- 3 当社は、技術上及び業務の遂行上やむを得ない理由があるときは、音声通信番号を変更することがあります。
- 4 前項の規定により音声通信番号を変更する場合には、あらかじめそのことを第3種IPセントレックス契約者にお知らせします。
- 5 IP利用回線を介して他社の電気通信設備に接続される場合は、音声通信番号総合品質を維持することが困難であると当社が判断したときは、音声通信番号の全部又は一部の付与を廃止することがあります。

（内線番号の指定）

- 第40条の8 第3種IPセントレックス契約者は、IPセントレックスグループの代表者の同意を得て、内線番号を指定していただきます。この場合、内線番号の数は、その第3種IPセントレックス契約に係る内線数と同数とします。
- 2 第3種IPセントレックス契約者は、内線番号を変更することができます。この場合の取扱いは、前項の規定に準ずるものとします。
 - 3 内線番号の桁数等は、1のIPセントレックスグループごとに当社がそのIPセントレックスグループの代表者と協議して定めます。

（IP利用回線の種類と終端の場所の変更）

- 第40条の9 当社は、第3種IPセントレックス契約者から請求があったときは、IP利用回線の種類と終端の場所に係る契約内容の変更を行います。
- 2 前項の請求があったときは、当社は、第40条の5（第3種IPセントレックス契約申込の承諾）の規定に準じて取り扱います。

（内線番号数の変更）

- 第40条の10 第3種IPセントレックス契約者は、IP利用回線の終端に所属する内線番号数の変更の請求をすることができます。
- 2 前項の請求があったときは、当社は、第40条の5（第3種IPセントレックス契約申込の承諾）の規定に準じて取り扱います。

（その他の提供条件）

- 第40条の11 当社は第3種IPセントレックス契約者の内線端末及びその他音声通信に係わる自営端末装置のIPアドレス（インターネットプロトコルで定められているアドレスをいいます。）を、当社が別に定めるところにより付与及び設定管理するものとします。
- 2 利用権の譲渡の禁止、第3種IPセントレックス契約者が行う第3種IPセントレックス契約の解除及び当社が行う第3種IPセントレックス契約の解除の取扱いについては、IP電話サービスの場合に準ずるものとします。
 - 3 前項に定めるほか、第3種IPセントレックス契約に関するその他の提供条件については、別記2及び3に定めるところによります。

第5章 付加機能

(付加機能の提供)

第41条 当社は、契約者から請求があったときは、次の場合を除いて、料金表第1表(料金)に定めるところにより付加機能を提供します。

- (1) 付加機能を提供することが技術上著しく困難なとき。
 - (2) 付加機能の提供を請求した契約者のIP電話サービスに係る料金又は工事に関する費用の支払いを現に怠り、又は怠る恐れがあるとき。
 - (3) 付加機能の提供を請求した契約者が第47条(利用停止)の規定のいずれかに該当し、IP電話サービスの利用を停止されている、又は契約解除を受けたことがあるとき。
 - (4) 付加機能の提供を請求した契約者が、申込みにあたり虚偽の内容を記載した契約申込書を提出したとき。
 - (5) その他当社の業務の遂行上著しい支障があるとき。
- 2 当社は、料金表に特段の定めがあるときは、その付加機能の利用の停止又は廃止を行うことがあります。
 - 3 付加機能の利用の請求に基づき、当社が別に定める日をもって付加機能の提供を開始した日とします。
 - 4 当社は、付加機能を利用することに伴い発生する損害については、責任を負いません。

(付加機能の利用の一時中断)

第42条 当社は、契約者から請求があったときは、その付加機能の利用の一時中断(その付加機能に係る設備を他に転用することなく一時的に利用できないようにすることをいいます。以下同じとします。)を行います。

- 2 ただし、料金表第1表(料金)に別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

(付加機能の廃止)

第43条 当社は、その付加機能の提供を受けている契約者から、IP電話契約の解除又は付加機能の廃止の申出があった場合には、付加機能を廃止します。

- 2 当社は、料金表第1表(料金)に別段の定めがあるときは、その付加機能の利用の廃止を行うことがあります。

第6章 端末設備の提供等

(端末設備の提供)

第44条 当社は、契約者から請求があったときは、当社が別に定めるところにより、端末設備（料金表に定めるコードレス端末設備、内線端末設備及び音声通信アダプタをいいます。以下同じとします。）を提供します。

- 2 当社は、前項の規定により提供する端末設備（料金表第1表（料金）に定める内線端末設備又は音声通信アダプタに限ります。）が、IP利用回線に接続されている場合においてはその状態の監視又はIPセントレックスサービスの利用に必要な設定を遠隔にて行うことがあります。契約者は、これに承諾していただきます。

(音声通信番号の登録等)

第45条 当社は、次の場合には、端末設備（料金表第1表（料金）に定めるコードレス端末設備に限ります。以下この条において同じとします。）について、音声通信番号その他の情報の登録、変更又は消去（以下「音声通信番号の登録等」といいます。）を行います。

- (1) IPセントレックス契約者からの請求により端末設備を提供するとき。
- (2) IPセントレックス契約の解除があったとき。
- (3) 当社が提供する端末設備の廃止があったとき。
- (4) その他、IPセントレックス契約者から音声通信番号の登録等を変更する要請があったとき。

- 2 前項の規定によるほか、当社は第23条（第1種IPセントレックスサービスの音声通信番号）第2項、第35条（第2種IPセントレックスサービスの音声通信番号及び固定通信番号）第3項、第40条の7（第3種IPセントレックスサービスの音声通信番号）又は第66条（修理又は復旧の順位）注釈の規定により、音声通信番号を変更する場合は、音声通信番号等の登録等を行います。

第7章 利用中止及び利用停止

(利用中止)

- 第46条 当社は、次の場合には、IP電話サービスの利用を中止することがあります。
- (1) 当社の電気通信設備の保守上又は工事上やむを得ないとき。
 - (2) 第52条（音声通信利用等の制限）の規定により、音声通信利用を中止するとき。
 - (3) 特定のIP利用回線から、多数の不完了呼（相手先の応答前に発信を取りやめることをいいます。以下同じとします。）を発生させることにより、現に音声通信がふくそうし、又はふくそうするおそれがあると当社が認めたとき。
 - (4) IP利用回線が利用中止になったとき。
- 2 当社は、前項の規定によりIP電話サービスの利用を中止するときは、あらかじめそのことを契約者にお知らせします。
- ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

(利用停止)

- 第47条 当社は、契約者が次のいずれかに該当するときは、6か月以内で当社が定める期間（そのIP電話サービスに係る料金その他の債務（この約款の規定により、支払いを要することとなったIP電話サービスに係る料金、工事に関する費用又は割増金等の料金以外の債務をいいます。以下この条において同じとします。）が支払われないときは、その料金その他の債務が支払われるまでの間）、そのIP電話サービスの利用を停止することがあります。
- (1) 料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払われないとき。
 - (2) 第70条（利用に係る契約者の義務）の規定に違反したと当社が認めたとき。
 - (3) IP利用回線に、自営端末設備、自営電気通信設備、当社以外の第1種電気通信事業者が設置する電気通信回線又は当社の提供する電気通信サービスに係る電気通信回線を当社の承諾を得ずに接続したとき。
 - (4) IP利用回線に接続されている自営端末設備若しくは自営電気通信設備に異常がある場合、その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合に当社が行う検査を受けることを拒んだとき、又はその検査の結果、技術基準等に適合していると認められない自営端末設備若しくは自営電気通信設備をIP利用回線から取りはずさなかったとき。
 - (5) IP利用回線に係る他契約約款の規定によりそのIP利用回線が利用停止となったとき。
- 2 当社は、前項の規定によりIP電話サービスの利用停止をするときは、あらかじめその理由、利用停止をする日及び期間を契約者にお知らせします。ただし、本条第1項第2号により、IP電話サービスの利用停止を行うときであって、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

(接続休止)

- 第48条 当社は、相互接続協定に基づく相互接続の一時停止又は相互接続協定の解除若しくは協定事業者の電気通信事業の休止の場合は、その協定事業者の電気通信設備に係る相互接続音声通信を行うことができません。
- 2 前項の場合に、契約者が相互接続音声通信を全く利用できなくなったときは、当社は、IP電話サービスの接続休止を行います。ただし、そのIP電話サービスについて、契約者からIP電話契約の解除の通知があったときは、この限りではありません。
- 3 当社は、前項の規定により、接続休止をしようとするときは、あらかじめその契約者又はにそのことをお知らせします。
- 4 第2項の接続休止の期間は、その接続休止をした日から起算して1年間とし、そ

の接続休止の期間を経過した日において、IP電話契約は、解除されたものとして取り扱います。この場合は、その契約者にそのことをお知らせします。

第 8 章 通信

第 1 節 音声通信の種類等

(音声通信の種類)

第 49 条 音声通信の種類は、料金表に定めるところによります。

(音声通信の品質)

第 50 条 IP 電話サービスに係る音声通信の総合品質は、その音声通信の提供を受けている IP 利用回線の利用形態等により変動することがあります。

(相互接続音声通信)

第 51 条 相互接続音声通信は、当社が相互接続協定に基づき定めた音声通信に限り行うことができるものとします。

2 相互接続音声通信を行うことができる地域（以下「接続対象地域」といいます。）は、当社が相互接続協定により定めた地域に限り行うことができるものとします。

第 2 節 通信利用の制限

(音声通信利用等の制限)

第 52 条 当社は、IP 電話サービスに係る通信（音声通信、映像情報通信及び内線通話をいいます。以下この条において同じとします。）が著しくふくそうし、IP 電話サービスに係る通信の全部を接続することができなくなったときは、天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合の災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力等の供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする IP 電話サービスに係る通信、及び公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする IP 電話サービスに係る通信を優先的に取り扱うため、次に掲げる機関で利用している IP 電話サービス（当社がそれらの機関との協議により定めたものに限りません。）以外のものによる IP 電話サービスに係る通信の利用を中止する措置（特定の地域の IP 利用回線等への IP 電話サービスに係る通信を中止する措置を含みます。）をとることがあります。

機 関 名
気象機関
水防機関
消防機関
災害救助機関
秩序の維持に直接関係がある機関防衛に直接関係がある機関
輸送の確保に直接関係がある機関
通信役務の提供に直接関係がある機関
電力の供給に直接関係がある機関
水道の供給に直接関係がある機関
ガスの供給に直接関係がある機関
選挙管理機関
別記 13 に定める基準に該当する新聞社、放送事業者及び通信社の機関
預貯金業務を行う金融機関
その他重要通信を取り扱う国又は地方公共団体の機関

- 2 通信が著しくふくそうしたときは、通信が相手先に着信しないときがあります。
- 3 音声通信は、通信の相手先が別記7に定める通信を利用している場合は、利用することができません。

(通信時間等の制限)

第53条 前条の規定による場合のほか、当社は、音声通信が著しくふくそうするときは、通信時間又は特定の地域のIP利用回線等への音声通信の利用を制限することがあります。

第3節 通信時間の測定等

(通信時間の測定等)

第54条 音声通信に係る通信時間の測定等については、料金表に定めるところによります。

第4節 発信音声通信番号通知

(発信音声通信番号通知)

第55条 IP利用回線からIP利用回線等への音声通信又は内線通話(以下この条において「音声通信等」といいます。)については、そのIP電話契約に係る固定通信番号、音声通信番号又は内線番号(以下この条において「音声通信番号等」といいます。)を着信先のIP利用回線等又は内線端末へ通知します。

ただし、次の音声通信等については、この限りではありません。

- (1) 音声通信等の発信に先立ち、「184」をダイヤルして行う音声通信等
- (2) 発信音声通信番号非通知機能の提供を受けている音声通信番号に係る白営端末設備から行う音声通信等(当社が別に定める方法により行う音声通信等を除きます。)
- (3) その他当社が別に定める場合

2 当社は、音声通信番号等を着信先のIP利用回線等又は内線端末へ通知する又は通知しないことに伴い発生する損害については、この約款中の責任の制限の規定に該当する場合に限り、その規定により責任を負います。

(注1) 本条第1項第2号に規定する当社が別に定める方法により行う音声通信等は、音声通信等の発信に先立ち「186」をダイヤルして行う音声通信等とします。

(注2) 契約者は、本条第1項の規定等により通知を受けた音声通信番号等の利用にあたっては、総務省の定める「発信者番号通知サービスの利用における発信者個人情報の保護に関するガイドライン」を尊重していただきます。

第 9 章 料 金 等

第 1 節 料金及び工事に関する費用

(料金及び工事に関する費用)

第 5 6 条 当社が提供する I P 電話サービスの料金は、基本料金及び通信料金とし、料金表に定めるところによります。

2 当社が提供する I P 電話サービスの工事に関する費用は、工事費とし、料金表に定めるところによります。

(注) 本条第 1 項に規定する基本料金は、当社が提供する I P 電話サービスの態様に応じて、基本料、付加機能使用料、端末設備使用料及びユニバーサルサービス料を合算したものとします。

第 2 節 料金等の支払義務

(基本料金の支払義務)

第 5 7 条 契約者は、その契約に基づいて当社が I P 電話サービス又は付加機能の提供を開始した日から起算して契約の解除又は付加機能の廃止があった日の前日までの期間（提供を開始した日と解除又は廃止があった日が同一の日である場合は、1 日間とします。）について、料金表第 1 表第 1（基本料金）に規定する基本料金を支払っていただきます。

2 前項の期間において、利用の一時中断等により I P 電話サービスを利用することができない状態が生じたときの基本料金の支払いは、次によります。

(1) 次の場合には、契約者は、その期間中の基本料金を支払っていただきます。

ア 利用の一時中断をしたとき。

イ 利用停止があったとき。

(2) 前号の規定によるほか、契約者は、次の表に規定する場合を除いて、I P 電話サービスを利用できなかった期間中の基本料金を支払っていただきます。

区 別	支払いを要しない料金
1 契約者の責めによらない理由により、その I P 電話サービスを全く利用できない状態（その契約に係る電気通信設備による全ての音声通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この表において同じとします。）が生じた場合（2 欄又は 3 欄に該当する場合を除きます。）に、そのことを当社が知った時刻から起算して、24 時間以上その状態が連続したとき。	そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間（24 時間の倍数である部分に限ります。）について、24 時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するその I P 電話サービスについての料金
2 当社の故意又は重大な過失によりその I P 電話サービスを全く利用できない状態が生じたとき。	そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間について、その時間に対応するその I P 電話サービスについての料金
3 種類の変更に伴って、I P 電話サービスを利用できなくなった期間が生じたとき（契約者の都合により I P 電話サービスを利用しなかった場合であって、その音声通信番号を保留したときを除きます。）。	利用できなくなった日から起算し、再び利用できる状態とした日の前日までの日数に対応するその I P 電話サービスについての料金

4 IP電話サービスの接続休止をしたとき。	接続休止をした日から起算し、再び利用できる状態とした日の前日までの日数に対応するそのIP電話サービスについての料金
-----------------------	---

3 当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、これをお返しします。

(通信料金の支払義務)

第58条 契約者は、音声通信について、当社が測定した通信時間と料金表の規定とに基づいて算定した通信料金を支払っていただきます。

- 2 相互接続音声通信の料金の支払義務については、前項の規定にかかわらず、第5節(相互接続音声通信の料金の取扱い等)に規定するところによります。
- 3 契約者は、通信料金について、当社の機器の故障等により正しく算定することができなかった場合は、料金表に定めるところにより算定した料金額を支払っていただきます。この場合において、特別の事情があるときは、契約者と協議し、その事情を参酌するものとします。

(工事費の支払義務)

第59条 契約者は、契約の申込み又は工事を要する請求をし、その承諾を受けたときは、料金表に規定する工事費を支払っていただきます。

ただし、工事の完了前にその契約の解除又はその工事の請求の取消し(以下この条において「解除等」といいます。)があった場合は、この限りではありません。この場合、既にその工事費が支払われているときは、当社は、これをお返しします。

- 2 工事の着手後完了前に解除等があった場合は、前項の規定にかかわらず、契約者は、その工事に関して解除等があったときまでに着手した工事の部分について、その工事に要した費用を負担していただきます。この場合において、負担を要する費用の額は、その費用の額に消費税相当額を加算した額とします。

第3節 料金の計算等

(料金の計算等)

第60条 料金の計算方法並びに料金及び工事に関する費用の支払方法は、料金表に定めるところによります。

第4節 割増金及び遅延損害金

(割増金)

第61条 契約者は、料金又は工事に関する費用の支払いを不法に免れた場合は、その免れた額のほか、その免れた額(消費税相当額を加算しない額とします。)の2倍に相当する額に消費税相当額を加算した額を割増金として、当社が定める方法により支払っていただきます。

(遅延損害金)

第62条 契約者は、料金その他の債務(遅延損害金を除きます。)について、支払期日を経過してもなお支払われない場合には、支払期日の翌日から支払いの日の前日までの期間について、年10%の割合で計算して得た額を遅延損害金として、当社が定める方法により支払っていただきます。

ただし、支払期日の翌日から起算して10日以内に支払いがあった場合は、この限りではありません。

第5節 相互接続音声通信の料金の取扱い等

(相互接続音声通信の料金の取扱い等)

第63条 契約者は、相互接続協定に基づき当社又は協定事業者の契約約款及び料金表に定めるところにより、相互接続音声通信に関する料金を支払っていただきます。

2 前項の場合において、相互接続音声通信に係る料金の設定又はその請求については、当社又は協定事業者が行うものとし、接続形態別の具体的な取扱いについては、相互接続協定に基づき当社が別に定めるところによります。

(協定事業者が定める相互接続音声通信の料金等の滞納措置)

第63条の2 当社は、契約者が、第63条(相互接続音声通信の料金の取扱い)の規定により、協定事業者が定める相互接続音声通信の料金のうち当社が請求することとなる料金を当社が定める支払期日までに支払わないときは、そのIP利用回線の電話番号及びその料金の支払いがない旨等を協定事業者に通知することがあります。

(協定事業者に係る債権の譲受等)

第63条の3 協定事業者と電気通信サービスに係る契約を締結している契約者は、その契約約款等に定めるところにより当社に譲り渡すこととされた協定事業者の債権を当社が譲り受け、請求することを承認していただきます。この場合、当社及び協定事業者は、契約者への個別の通知又は債権譲渡の請求を省略するものとします。

2 前項の場合において、当社は、譲り受けた債権を当社が提供するIP電話サービスの料金とみなして取扱します。

第 10 章 保 守

(契約者の維持責任)

第 64 条 契約者は、自営端末設備又は自営電気通信設備を、技術基準等に適合するよう維持していただきます。

2 契約者（IP 利用回線を介して他社の電気通信設備に接続する場合に限り。）は、総合品質を維持していただきます。

(契約者の切分責任)

第 65 条 契約者は、自営端末設備又は自営電気通信設備が IP 利用回線等に接続されている場合であって、IP 利用回線等その他当社の電気通信設備を利用することができなくなったときは、その自営端末設備又は自営電気通信設備に故障がないことを確認のうえ、当社に修理の請求をして頂きます。

2 前項の確認に際して、契約者から請求があったときは、当社は、サービス取扱局において試験を行い、その結果を契約者にお知らせします。

3 当社は、前項の試験により当社が設置した電気通信設備に故障がないと判定した場合において、契約者の請求により当社の係員を派遣した結果、故障の原因が自営端末設備又は自営電気通信設備にあったときは、契約者にその派遣費用に消費税相当額を加算した額を支払っていただきます。

(修理又は復旧の順位)

第 66 条 当社は、当社の設置した電気通信設備が故障し、又は滅失した場合に、その全部を修理し、又は復旧することができないときは、第 52 条（音声通信利用等の制限）の規定により優先的に取り扱われる音声通信を確保するため、次の順位に従ってその電気通信設備を修理し、又は復旧します。この場合において、第 1 順位及び第 2 順位の電気通信設備は、同条の規定により当社がそれらの機関との協議により定めたものに限ります。

順 位	修理又は復旧する電気通信設備
1	気象機関に設置されるもの 水防機関に設置されるもの 消防機関に設置されるもの 災害救助機関に設置されるもの 秩序の維持に直接関係がある機関に設置されるもの 防衛機関に設置されるもの 海上の保安に直接関係がある機関 輸送の確保に直接関係がある機関に設置されるもの 通信役務の提供に直接関係がある機関に設置されるもの 電力の供給に直接関係がある機関に設置されるもの
2	水道の供給に直接関係がある機関に設置されるもの ガスの供給に直接関係がある機関に設置されるもの 選挙管理機関に設置されるもの 別記 13 に定める基準に該当する新聞社、放送事業者又は通信社の機関に設置されるもの 預貯金業務を行う金融機関に設置されるもの その他重要通信を取り扱う国又は地方公共団体の機関に設置されるもの （第 1 順位となるものを除きます。）
3	第 1 順位及び第 2 順位に該当しないもの

(注) 当社は、当社の設置した電気通信設備を修理又は復旧するときは、故障又は滅

失した I P 利用回線について、暫定的にその音声通信番号を変更することがあります。

第 1 1 章 損害賠償

(責任の制限)

第 6 7 条 当社は、IP 電話サービスを提供すべき場合において、当社又は協定事業者の責めに帰すべき理由により、その提供をしなかったときは、その IP 電話サービスが全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻から起算して、24 時間以上その状態が連続したときに限り、その契約者の損害を賠償します。

2 前項の場合において、当社は、IP 電話サービスが全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻以後のその状態が連続した時間（24 時間の倍数である部分に限ります。）について、24 時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するその IP 電話サービスに係る次の料金の合計額を発生した損害とみなし、その額に限って賠償します。

(1) 料金表第 1 表第 1（基本料金）に規定する料金

(2) 料金表第 1 表第 2（通信料金）に規定する料金（IP 電話サービスを全く利用できない状態が連続した期間の初日の属する料金月（1 の暦月の起算日（当社が契約ごとに定める毎暦月の一定の日をいいます。）から次の暦月の起算日の前日までの間をいいます。以下同じとします。）の前 6 料金月における 1 日平均の通信料金（前 6 料金月の実績を把握することが困難な場合には、当社が別に定める方法により算出した額）により算出します。）

3 当社の故意又は重大な過失により IP 電話サービスの提供をしなかったときは、前 2 項の規定は適用しません。

(注 1) 本条第 2 項に規定する当社が別に定める方法により算出した額は、原則として、電話サービスを全く利用できない状態が生じた日以前の実績が把握できる期間における 1 日平均の通信料金とします。

(注 2) 本条第 2 項の場合において、日数に対応する料金額の算定にあたっては、料金表通則の規定に準じて取扱います。

(免責)

第 6 8 条 当社は、電気通信設備の設置、撤去、修理又は復旧の工事にあたって、IP セントレックス契約者に関する土地、建物その他の工作物等に損害を与えた場合に、その損害が当社の責めに帰すべき理由によるものでないとき、その損害を賠償しません。

2 当社は、この約款等の変更により自営端末設備又は自営電気通信設備の改造又は変更（以下この条において「改造等」といいます。）を要することとなる場合であっても、その改造等に要する費用については負担しません。

第 12 章 雑 則

(承諾の限界)

第 69 条 当社は、契約者から工事その他の請求があった場合に、その請求を承諾することが技術的に困難なとき、又は保守することが著しく困難である等当社の業務の遂行上支障があるときは、その請求を承諾しないことがあります。この場合は、その理由を請求した契約者にお知らせします。

ただし、この約款において別段の定めがある場合には、その定めるところによります。

(他の電気通信事業者との利用契約の締結)

第 69 条の 2 第 2 種 IP セントレックス契約の申込みの承諾を受けた者は、別記 19 に定める電気通信事業者がそれぞれ定める契約約款及び料金表等の規定に基づいて、その電気通信事業者と別記 19 に定める利用契約を締結したことになります。

ただし、第 2 種 IP セントレックス契約の申込みの承諾を受けた者から、その電気通信事業者に対してその利用契約を締結しない旨の意思表示があったときは、この限りではありません。

- 2 前項の規定により、利用契約を締結した第 2 種 IP セントレックス契約の申込みの承諾を受けた者は、その IP 利用回線において該当する電気通信事業者に係る電気通信サービスの利用があったときに、その電気通信事業者の契約約款及び料金表等に基づいて、その料金の支払いを要することとなります。

ただし、その第 2 種 IP セントレックス契約の申込みの承諾を受けた者は、その利用契約に基づく請求により電気通信サービスの提供を受けているときは、その利用の状況にかかわらず、その電気通信事業者の契約約款及び料金表等に基づいて、その料金の支払いを要することがあります。

(協定事業者の電気通信サービスに関する料金の回収代行)

第 69 条の 3 当社は、第 2 種 IP セントレックス契約者から申出があったときは、次の場合に限り、当社が協定事業者（当社が別に定める協定事業者に限り、以下この条において同じとします。）の契約約款等の規定により協定事業者がその契約者に請求することとした電気通信サービスの料金又は工事に関する費用について、その協定事業者の代理人として、当社の請求書により請求し、回収する取扱いを行うことがあります。

- (1) その申出をした契約者が当社が請求する料金又は工事に関する費用の支払いを現に怠っていないとき、又は怠るおそれがないとき。
- (2) その契約者の申出について協定事業者が承諾するとき。
- (3) その他当社の業務遂行上支障がないとき。

- 2 前項の規定により、当社が請求した料金又は工事に関する費用について、その契約者が当社が定める支払期日を超過してもなお支払わないときは、当社は、前項に規定する取扱いを廃止します。

(利用に係る契約者の義務)

第 70 条 契約者は、次のことを守っていただきます。

(1) 故意に電気通信回線を保留したまま放置し、その他音声通信の伝送交換に妨害を与える行為を行わないこと。

(2) 故意に多数の不完了呼を発生させ又は連続的に多数の呼を発生させる等、音声通信のふくそうを生じさせるおそれがある行為を行わないこと。

(3) 本人の同意を得ることなく不特定多数の者に対し、自動電話ダイヤリングシステムを用い又は合成音声若しくは録音音声等を用い、商業的宣伝又は勧誘の通信をする若しくは勧誘を目的とした回線への発信を誘導する行為等を行わないこと。

- (4) 自動電話ダイヤリングシステムを用い又は合成音声若しくは録音音声等を用い、他人が嫌悪感を抱く又はおそれのある行為をしないこと。
 - (5) 当社が業務の遂行上支障がないと認めた場合を除いて、当社が提供している端末設備に他の機械、付加物品等を取り付けないこと。
 - (6) 当社が提供している端末設備を善良な管理者の注意をもって保管すること。
 - (7) IP電話サービス契約に係るIP利用回線の契約を締結している場所と異なる場所で端末設備を利用しないこと。
- 2 契約者は、前項の規定に違反して電気通信設備を亡失し、又はき損したときは、当社が指定する期日までにその補充、修繕その他の工事等に必要な費用を支払っていただきます。

(IPセントレックス契約者からの電気通信設備の設置場所の提供等)

- 第70条の2 当社が提供する電気通信設備のある構内（これに準ずる区域内を含みません。）又は建物内において、当社がIP利用回線の一端（IP利用回線に係るもの及び相互接続点に係るものを除きます。）に接続する電気通信設備を設置するために必要な場所は、そのIPセントレックス契約者から提供していただきます。
- 2 当社がIPセントレックス契約に基づいて設置する電気通信設備に必要な電気は、IPセントレックス契約者から提供していただくことがあります。
- 3 IPセントレックス契約者は、当社が提供する電気通信設備のある構内（これに準ずる区域内を含みます。）又は建物内において、当社の電気通信設備を設置するために管路等の特別な設備を使用することを希望するときは、自己の負担により特別な設備を設置して頂きます。
- 4 当社は、当社が提供する電気通信設備を設置するために、IPセントレックス契約者の構内の設備に変更を加えることがあります。この場合、IPセントレックス契約の解除があったときは、IPセントレックス契約者の構内の設備を当社が可能な範囲で原状に回復します。

(端末設備の返却)

- 第71条 当社の端末設備の提供を受けているIPセントレックス契約者は、次の場合には、その端末設備を当社が指定するサービス取扱所へ速やかに返却していただきます。
- (1) そのIPセントレックス契約の解除があったとき。
 - (2) 端末設備の種類等の変更を請求し、その承諾を受けたとき。
 - (3) 当社の端末設備を廃止したとき。
 - (4) その他IPセントレックス契約の内容の変更に伴い、そのIPセントレックス契約に係る端末設備を利用しなくなったとき。

(工事のための端末設備等の持込み)

- 第72条 IPセントレックス契約者は、次の場合には、その端末設備又は自営電気通信設備を当社が指定した期日に当社が指定するサービス取扱所又は当社が指定する場所へ持ち込んでいただきます。
- (1) 当社が提供する端末設備の設置、種類等の変更、移転、取りはずし、修理等の工事を行うとき。
 - (2) 別記8（自営端末設備の接続）又は別記9（自営端末設備に異常がある場合等の検査）の規定に基づく端末設備の検査を受けるとき。

(契約者の氏名等の通知)

- 第73条 当社は、協定事業者から請求があったときは、契約者（その協定事業者と相互接続音声通信に係る契約を締結している者に限ります。）の氏名、住所及び固定通信番号をその協定事業者に通知することがあります。

(電話帳への掲載)

第74条 当社は第2種IPセントレックスサービス契約者から請求があったときは、当社が別に定めるところにより、当社が付与した固定通信番号を電話帳(東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社が発行する電話帳をいいます。以下同じとします。)に掲載します。

(注) 別に定めるところは、別記14から16に定めるところによります。

(電話番号案内)

第75条 当社は、第2種IPセントレックスサービス契約者から請求があったときは、当社が付与した固定通信番号を、当社が別に定める協定事業者の契約約款等に定める電話番号案内において案内を行います。

(注) 電話帳への掲載を省略されているもの(契約者から案内を行ってほしい旨の請求があるものを除きます。)については固定通信番号の案内は行いません。

(番号情報の提供)

第76条 当社は、当社の番号情報(電話帳記載又は電話番号案内に必要な情報(第74条(電話帳への掲載)及び第75条(電話番号案内)の規定により電話帳掲載及び電話番号案内を行うこととなった固定通信番号に係る情報に限ります。)をいいます。以下この条において同じとします。)について、番号情報データベース(番号情報を収容するために西日本電信電話株式会社が設置するデータベース設備をいいます。以下同じとします。)に登録します。

2 前項の規定により登録した番号情報は、電話番号情報データベースを設置する西日本電信電話株式会社が電話帳発行又は電話番号案内を行うことを目的とする電気通信事業者等(当社が別に定める者に限ります。)に提供します。

(注1) 当社が別に定める者は、西日本電信電話株式会社との間の相互接続協定又は相互接続協定以外の契約により番号情報データベースに収容された契約者の番号情報を利用する事業者をいいます。

(注2) 本条第2項に規定する電気通信事業者等について、当社は閲覧に供します。

(注3) 当社は、電気通信事業者等が「電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン(平成29年総務省告示第152号)」等の法令に違反して番号情報を目的外に利用した場合は、その電気通信事業者等への番号情報の提供を停止する措置を行います。

(注4) 電話番号案内のみを行うものとした番号情報については、電話番号案内の目的に限定してその番号情報を電気通信事業者等が利用する場合に提供します。

(相互接続番号案内)

第77条 第2種IPセントレックスサービス契約者は、IP利用回線から相互接続番号案内(相互接続点を介して当社が別に定める協定事業者が提供する電話番号案内に接続し、電話番号案内を利用することをいいます。以下同じとします。)を利用することができます。

2 相互接続番号案内への接続は固定通信番号の利用に限ります。

(注) 当社が別に定める協定事業者は東日本電信電話株式会社、西日本電信電話株式会社及び株式会社KDDIエボルバとします。

(相互接続番号案内料金の支払義務)

第78条 第2種IPセントレックスサービス契約者は、相互接続番号案内を利用のつど、料金表第1表第2(通信料金)に規定する相互接続番号案内への着信に係るものの料金の支払いを要します。

2 契約者は、そのIP利用回線により契約者以外の者が行った通信に係る相互接続

番号案内への着信に係るもの料金についても、当社に責任を負わなければなりません。

(天気予報サービス、時報サービス及び災害用伝言ダイヤルサービス)

第78条の2 当社が別に定める協定事業者の天気予報サービスとの接続を提供します。

区分	内容	電気通信番号
天気予報サービス	気象庁が作成した気象、地象又は水象に関する気象情報を通知するサービス	177

2 当社が別に定める協定事業者の時報サービスとの接続を提供します。

区分	内容	電気通信番号
時報サービス	日本中央標準時に準拠した時刻を通知するサービス	117

3 第2種IPセントレックスサービス契約者の固定通信番号での発信に限り、当社が別に定める協定事業者の災害用伝言ダイヤルサービスとの接続を提供します。

区分	内容	電気通信番号
災害用伝言ダイヤルサービス	災害が発生した場合等に、協定事業者の定める通話について、メッセージの蓄積、再生等を行うサービス	171

4 天気予報サービス及び時報サービスは、1の通話について、天気予報又は時報を聞くことができる状態にした時刻から起算し、一定の時間をもって、その通話を打ち切ります。

(注1) 本条第1項の当社が別に定める協定事業者は東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社とします。

(注2) 本条第2項の当社が別に定める協定事業者はKDDI株式会社とします。

(注3) 本条第3項の当社が別に定める協定事業者は東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社とします。

(電報サービスの利用)

第78条の3 契約者(固定通信番号を利用する第2種IPセントレックスサービス契約者に限ります。以下この条において同じとします。)は、当社が別に定める協定事業者の契約約款の定めに基づく電報サービスを利用することができます。

2 契約者は、前項の規定により電報サービスを利用した場合に生じた債権を当社が協定事業者から譲り受けることを承諾していただきます。この場合、当社は、契約者への個別の通知又は譲渡承認の請求を省略するものとします。

3 前項の規定により当社が協定事業者から譲り受けた債権額は、協定事業者の料金表の定めに基づき算定した額とし、その他の取扱いについては、この約款の定めるところによります。

(注) 当社が別に定める協定事業者は西日本電信電話株式会社とします。

(契約者に係る情報の利用)

第79条 当社は、契約者に係る氏名若しくは名称、電気通信番号、住所若しくは居住又は請求書の送付先等の情報を、当社、協定事業者又は提携事業者のサービスに係る契約の申込み、契約の締結、工事、料金の適用又は料金の請求その他の当社、協定事業者又は提携事業者の契約約款等の規定に係る業務の遂行上必要な範囲で利用します。

なお、IP電話サービスの提供に当たり取得した個人情報の利用目的は、当社が公開するプライバシーポリシーにおいて定めます。

(注) 業務の遂行上必要な範囲での利用には、契約者に係る情報を当社の業務を委託している者に提供する場合を含みます。

(法令に規定する事項)

第80条 IP電話サービスの提供又は利用にあたり、法令に定めがある事項については、その定めるところによります。

(注) 法令に定めのある事項については、別記8から12に定めるところによります。

(本邦外における取扱制限)

第81条 IP電話サービスの取扱いについては、本邦外の法令、本邦外の電気通信事業者の定める契約約款等により制限されることがあります。

(閲覧)

第82条 この約款において、当社が別に定めることとしている事項については、当社は閲覧に供します。

別 記

別 記

1 I P 電話サービスの提供区域等

(1) I P 電話サービスは、次に掲げる県の区域において提供します。

サービスの種類	県 の 区 域
第 1 種 I P 電話サービス	愛知県、静岡県（富士川以西）、三重県、岐阜県、長野県
第 1 種 I P セントレックスサービス	全国
第 2 種 I P セントレックスサービス	全国。ただし、固定通信番号を付与する県の区域は、愛知県、静岡県（富士川以西）、三重県、岐阜県及び長野県とします。
第 3 種 I P セントレックスサービス	愛知県

(2) 当社の I P 電話サービスは、次の区間において提供します。

- ア I P 利用回線相互間
- イ I P 利用回線とサービス接続点
- ウ I P 利用回線と相互接続点

2 契約者の地位の承継

- (1) 相続又は法人の合併により契約者の地位の承継があったときは、相続人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人は、これを証明する書類を添えて、サービス取扱所に通知していただきます。
- (2) (1) の場合に、地位を承継した者が 2 人以上あるときは、そのうちの 1 人を当社に対する代表者と定め、これを通知していただきます。これを変更したときも同様とします。
- (3) (2) の規定による代表者の通知があるまでの間、当社は、その地位を承継した者のうちの 1 人を代表者として取り扱います。

3 契約者の氏名等の変更

- (1) 契約者は、その氏名、名称又は住所若しくは居所又は請求書の送付先に変更があったときは、速やかにサービス取扱所に通知していただきます。
- (2) 契約者は、I P 利用回線に係る契約者連絡先電話番号に変更又は廃止があったときは、そのことを速やかにサービス取扱所に通知していただきます。
ただし、変更又は廃止があったにもかかわらず契約者が通知を怠り、当社が当該事実を知ったときは、当該事実に関する変更又は廃止に係る通知があったものとみなします。
- (3) (1) 若しくは (2) の通知があったときは、当社は、その通知のあった事実を証明する書類を提示していただくことがあります。

4 相互接続通話の料金の取扱い

別記 6（相互接続通話の接続形態と料金の取扱い）に規定する接続形態により行なわれる相互接続通話の料金は、当社及び協定事業者のサービスの提供区間を合わせて別記 6 に規定する料金設定事業者がその契約約款及び料金表において定めるものとし、料金の請求等料金に関するその他の取扱いについては、別記 6 に定めるところによります。

5 相互接続通話に係る協定事業者

協定事業者	内容
-------	----

端末系事業者	固定通信番号を用いて国内固定電気通信役務を提供する協定事業者
中継事業者	番号規則第5条第1項に規定する電気通信番号を用いて電気通信サービスを提供する協定事業者
携帯・自動車電話事業者	無線設備規則第3条第1号に規定する携帯無線通信による電気通信サービスを提供する協定事業者
PHS事業者	電波法施行規則第6条第4項第6号に規定するPHSの陸上移動局との間で行われる無線通信による電気通信サービスを提供する協定事業者
IP電話事業者	音声通信番号を用いて電気通信サービスを提供する協定事業者

6 相互接続通話の接続形態と料金の取扱い

接続形態		料金を定める事業者	料金を請求する事業者	料金の支払いを要する者	料金に関するその他の取扱い	備考	
1	発信側の電気通信設備：当社のIP利用回線 着信側の電気通信設備：端末系事業者（当社のIP利用回線を含みます。）	(1) (2)以外の場合	当社	同左	その通話の発信に係るIP利用回線の契約者	この約款の定めるところによります。	
		(2)番号規則第10条第1項第3号に規定する電気通信番号を使用して通話を行った場合	その電気通信番号の指定を受けた中継事業者又は端末系事業者	同左	その電気通信番号の指定を受けた中継事業者又は端末系事業者の契約約款等に規定する者	その電気通信番号の指定を受けた中継事業者又は端末系事業者の契約約款等に定めるところによります。	固定通信番号での発信に限ります。
2	発信側の電気通信設備：端末系事業者 着信側の電気通信設備：当社のIP利用回線	(1) (2)～(3)以外の場合	端末系事業者	同左	その端末系事業者の契約約款及び料金表に規定する者	その端末系事業者の契約約款及び料金表に定めるところによります	
		(2)番号規則第5条に規定する電気通信番号を使用して通話を行った場合	その電気通信番号の指定を受けた中継事業者	同左	その電気通信番号の指定を受けた中継事業者の契約約款等に規定する者	その電気通信番号の指定を受けた中継事業者の契約約款等に定めるところによります。	固定通信番号での着信に限ります。
		(3)番号規則	その電気	同左	その電気通	その電気通	固定通

		第 10 条 第 1 項 第 3 号 に 規 定 す る 電 気 通 信 番 号 を 使 用 し て 通 話 を 行 っ た 場 合	通 信 番 号 の 指 定 を 受 け た 中 継 事 業 者		信 番 号 の 指 定 を 受 け た 中 継 事 業 者 の 契 約 約 款 等 に 規 定 す る 者	信 番 号 の 指 定 を 受 け た 中 継 事 業 者 の 契 約 約 款 等 に 定 め る と こ ろ に よ り ま す 。	信 番 号 で の 着 信 に 限 り ま す 。
3	発 信 側 の 電 気 通 信 設 備 : 当 社 の I P 利 用 回 線 着 信 側 の 電 気 通 信 設 備 : 携 帯 ・ 自 動 車 電 話 事 業 者 に 係 る 電 気 通 信 設 備	(1) (2) 以 外 の 場 合	当 社	同 左	そ の 通 話 の 発 信 に 係 る I P 利 用 回 線 の 契 約 者	こ の 約 款 の 定 め る と こ ろ に よ り ま す 。	
		(2) 当 社 が 別 に 定 め る 通 話 を 行 っ た 場 合	携 帯 ・ 自 動 車 電 話 事 業 者	同 左	そ の 携 帯 ・ 自 動 車 電 話 事 業 者 の 契 約 約 款 及 び 料 金 表 に 規 定 す る 者	そ の 携 帯 ・ 自 動 車 電 話 事 業 者 の 契 約 約 款 及 び 料 金 表 に 定 め る と こ ろ に よ り ま す 。	
4	発 信 側 の 電 気 通 信 設 備 : 携 帯 ・ 自 動 車 電 話 事 業 者 に 係 る 電 気 通 信 設 備 着 信 側 の 電 気 通 信 設 備 : 当 社 の I P 利 用 回 線	(1) (2) 以 外 の 場 合	携 帯 ・ 自 動 車 電 話 事 業 者	同 左	そ の 携 帯 ・ 自 動 車 電 話 事 業 者 の 契 約 約 款 及 び 料 金 表 に 規 定 す る 者	そ の 携 帯 ・ 自 動 車 電 話 事 業 者 の 契 約 約 款 及 び 料 金 表 に 定 め る と こ ろ に よ り ま す 。	
		(2) 番 号 規 則 第 10 条 第 1 項 第 3 号 に 規 定 す る 電 気 通 信 番 号 を 使 用 し て 通 話 を 行 っ た 場 合	そ の 電 気 通 信 番 号 の 指 定 を 受 け た 中 継 事 業 者	同 左	そ の 電 気 通 信 番 号 の 指 定 を 受 け た 中 継 事 業 者 の 契 約 約 款 等 に 規 定 す る 者	そ の 電 気 通 信 番 号 の 指 定 を 受 け た 中 継 事 業 者 の 契 約 約 款 等 に 定 め る と こ ろ に よ り ま す 。	固 定 通 信 番 号 で の 着 信 に 限 り ま す 。
5	発 信 側 の 電 気 通 信 設 備 : 当 社 の I P 利 用 回 線 着 信 側 の 電 気 通 信 設 備 : PHS 事 業 者 に 係 る 電 気 通 信 設 備		当 社	同 左	そ の 通 話 の 発 信 に 係 る I P 利 用 回 線 の 契 約 者	こ の 約 款 の 定 め る と こ ろ に よ り ま す 。	
6	発 信 側 の 電 気 通 信 設 備 : PHS 事 業 者 に 係 る 電 気 通 信 設 備 着 信 側 の 電 気 通 信 設 備 : 当 社 の I	(1) (2) 以 外 の 場 合	PHS 事 業 者	同 左	そ の PHS 事 業 者 の 契 約 約 款 及 び 料 金 表 に 規 定 す る 者	そ の PHS 事 業 者 の 契 約 約 款 及 び 料 金 表 に 定 め る と こ ろ に よ り ま す 。	
		(2) 番 号 規 則	そ の 電 気	同 左	そ の 電 気 通	そ の 電 気 通	固 定 通

	P 利用回線	第 10 条第 1 項第 3 号に規定する電気通信番号を使用して通話を行った場合	通信番号の指定を受けた中継事業者		信番号の指定を受けた中継事業者の契約約款等に規定する者	信番号の指定を受けた中継事業者の契約約款等に定めるところによります。	信番号での着信に限ります。
7	発信側の電気通信設備：当社の IP 利用回線 着信側の電気通信設備：IP 電話事業者に係る電気通信設備	(1) (2) 以外の場合	当社	同左	その通話の発信に係る IP 利用回線の契約者	この約款の定めるところによります。	
		(2) 番号規則第 10 条第 1 項第 3 号に規定する電気通信番号を使用して通話を行った場合	その電気通信番号の指定を受けた中継事業者又は端末系事業者	同左	その電気通信番号の指定を受けた中継事業者又は端末系事業者の契約約款等に規定する者	その電気通信番号の指定を受けた中継事業者又は事業者の契約約款等に定めるところによります。	固定通信番号での発信に限ります。
8	発信側の電気通信設備：IP 電話事業者に係る電気通信設備 着信側の電気通信設備：当社の IP 利用回線	(1) (2) 以外の場合	IP 電話事業者	同左	その IP 電話事業者の契約約款及び料金表に規定する者	その IP 電話事業者の契約約款及び料金表に定めるところによります。	
		(2) 番号規則第 10 条第 1 項第 3 号に規定する電気通信番号を使用して通話を行った場合	その電気通信番号の指定を受けた中継事業者	同左	その電気通信番号の指定を受けた中継事業者の契約約款等に規定する者	その電気通信番号の指定を受けた中継事業者の契約約款等に定めるところによります。	固定通信番号での発信に限ります。

7 音声通信が利用できない通信の相手先

- (1) 緊急通報に関する電気通信番号を利用した通信
- (2) 事業者識別番号（番号規則第 5 条に規定するものとします。）に係る電気通信番号を利用した通信
- (3) その他当社が定める通信

8 自営端末設備の接続

- (1) 契約者は、その IP 利用回線の終端において、又はその終端に接続されている電気通信設備を介して、その IP 利用回線に自営端末設備を接続しようとするときは、その接続の請求をしていただきます。この場合において、事業法第 53 条第 1 項に規定する技術基準適合認定を受けた端末機器（端末機器の技術基準適合認定に関する規則（昭

和 60 年郵政省令第 29 号) 第 3 条で定める種類の端末設備の機器をいいます。又は技術基準等に適合することについて指定認定機関(事業法施行規則第 32 条第 1 項第 5 号に基づき総務大臣が指定した者をいいます。)の認定を受けた端末機器以外の自営端末設備を接続しようとするときは、当社所定の書面によりその接続の請求をしていただきます。

- (2) 当社は、(1)の請求があったときは、次の場合を除き、その請求を承諾します。
 - ア その接続が技術基準等に適合しないとき。
 - イ その接続が事業法施行規則第 31 条で定める場合に該当するとき。
- (3) 当社は、(2)の承諾に当たっては、次の場合を除き、その接続が技術基準等に適合するかどうかの検査を行います。
 - ア 事業法第 53 条第 1 項に規定する技術基準適合認定を受けた端末機器を接続するとき。
 - イ 事業法施行規則第 32 条第 1 項で定める場合に該当するとき。
- (4) (3)の検査を行う場合、当社の係員は、所定の証明書を提示します。
- (5) 契約者は、事業法第 71 条の規定により、工事担任者規則(昭和 60 年郵政省令第 28 号。以下「工事担任者規則」といいます。)第 4 条で定める種類の工事担任者資格者証の交付を受けている者に自営端末設備の接続に係る工事を行わせ、又は実地に監督させる必要があります。

ただし、同規則第 3 条で定める場合は、この限りではありません。
- (6) 契約者が、その自営端末設備を変更しようとするときも、(1)から(5)の規定に準じて取り扱います。
- (7) 契約者は、その IP 利用回線に接続されている自営端末設備をとりはずしたときは、当社に通知していただきます。

9 自営端末設備に異常がある場合等の検査

- (1) 当社は、IP 利用回線に接続されている自営端末設備に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合において必要があるときは、契約者に、その自営端末設備の接続が技術基準等に適合するかどうかの検査を受けることを求めることがあります。この場合、契約者は、正当な理由がある場合その他事業法施行規則第 32 条第 2 項で定める場合を除き、検査を受けることを承諾していただきます。
- (2) (1)の検査を行う場合、当社の係員は、所定の証明書を提示します。
- (3) (1)の検査を行った結果、自営端末設備が技術基準等に適合していると認められないときは、契約者は、その自営端末設備を IP 利用回線から取りはずしていただきます。

10 自営電気通信設備の接続

- (1) 契約者は、その IP 利用回線の終端において、又はその終端に接続されている電気通信設備を介して、その IP 利用回線に自営電気通信設備を接続しようとするときは、当社所定の書面によりその接続の請求をしていただきます。
- (2) 当社は、(1)の請求があったときは、次の場合を除き、その請求を承諾します。
 - ア その接続が技術基準等に適合しないとき。
 - イ その接続により当社の電気通信回線設備の保持が経営上困難となることについて、事業法第 70 条第 1 項第 2 号による総務大臣の認定を受けたとき。
- (3) 当社は、(2)の承諾に当たっては、事業法施行規則第 32 条第 1 項で定める場合に該当するときを除き、その接続が技術基準等に適合するかどうかの検査を行います。
- (4) (3)の検査を行う場合、当社の係員は、所定の証明書を提示します。
- (5) 契約者は、事業法第 71 条の規定により、工事担任者規則第 4 条で定める種類の工事担任者資格者証の交付を受けている者に自営電気通信設備の接続に係る工事を行わせ、又は実地に監督させる必要があります。

ただし、同規則第 3 条で定める場合は、この限りではありません。

- (6) 電話契約者が、その自営電気通信設備を変更しようとするときも、(1)から(5)の規定に準じて取り扱います。
- (7) 電話契約者は、そのIP利用回線に接続されている自営電気通信設備を取りはずしたときは、当社に通知していただきます。

1 1 自営電気通信設備に異常がある場合等の検査

IP利用回線に接続されている自営電気通信設備に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合の検査については、別記9（自営端末設備に異常がある場合等の検査）の規定に準じて取り扱います。

1 2 当社の維持責任

当社は、当社の設置した電気通信設備を事業用電気通信設備規則（昭和60年郵政省令第30号）に適合するよう維持します。

1 3 新聞社等の基準

区 分	基 準
1 新聞社	次の基準のすべてを備えた日刊新聞紙を発行する新聞社 (1) 政治、経済、文化その他公共的な事項を報道し、又は論議することを目的としてあまねく発売されること。 (2) 発行部数が、1の題号について8,000部以上であること。
2 放送事業者	電波法（昭和25年法律第131号）の規定により放送局の免許を受けた者
3 通信社	新聞社又は放送事業者にニュース（1欄の基準のすべてを備えた日刊新聞紙に掲載し、又は放送事業者が放送をするためのニュース又は情報（広告を除きます。）をいいます。）を供給することを主な目的とする通信社

1 4 電話帳の普通掲載

- (1) 当社は、契約者から請求があったときは、固定通信番号1番号ごとに当社が別に定めるところにより、電話帳に普通掲載として次の事項を記載します。
- ア 契約者又はその契約者が指定する者の氏名、名称又は称号のうち1
- イ 契約者又はその契約者が指定する者の職業（協定事業者が定める職業区分によるものとし、）のうち1
- ウ IP利用回線の終端のある場所（契約者又はその契約者が指定する者の住所又は居所による掲載の請求があった場合で、当社がIP利用回線の終端の場所による掲載が適当でないと認めるときは、その請求があった場所）
- (2) (1)に規定する事項は、協定事業者が定める形式に従って掲載します。
- (3) 当社は、その普通掲載が協定事業者の電話帳発行業務に支障を及ぼす恐れがあるときは、(1)の規定にかかわらず、電話帳の普通掲載の取扱いを行わないことがあります。

1 5 電話帳の掲載省略

- (1) 当社は、次の場合に該当するときは、別記14（電話帳の普通掲載）の規定にかかわらず、電話帳への掲載を省略することがあります。
- ア IP利用回線に通話の機能を有しない端末設備が接続されている場合であって、別記14（電話帳の普通掲載）の(1)のアからウに規定する事項に加えてその端末設備の種類について協定事業者が定める記号等を普通掲載として掲載することについて契約者の承諾が得られない場合。

(2)当社は、(1)に規定する場合のほか、契約者から請求があったときは、電話帳への掲載を省略します。

1 6 電話帳の重複掲載

- (1)当社は、契約者から、普通掲載のほか、別記14（電話帳の普通掲載）に規定する掲載事項について、次の請求があったときは、重複掲載として電話帳に掲載します。
- ア 氏名、名称若しくは称号（普通掲載として掲載したものを除きます。）又は商品名による掲載
 - イ 普通掲載として掲載した職業区分以外の職業区分への掲載
- (2)(1)に規定する事項は、協定事業者が定める形式に従って掲載します。
- (3)当社は、その重複掲載が協定事業者の電話帳発行業務に支障を及ぼすおそれがあるときは、(1)の規定にかかわらず、電話帳の重複掲載の取扱いを行わないことがあります。
- (4)契約者は、(1)の請求をし、その承諾を受けたときは、料金表第3表第1（重複掲載料）に規定する料金の支払いを要します。

1 7 料金明細内訳書の送付

- (1)当社は、IP利用回線に係る通話の料金明細内訳を記録しているIP利用回線について、契約者から請求があったときは、通話料金明細内訳書を送付します。
- (2)契約者は、(1)の請求をし、その承諾を受けたときは、料金表第3表第2（料金明細内訳の送付手数料）に規定する料金の支払いを要します。

1 8 総合品質

- (1) 当社は、音声通信番号総合品質として下記の通り定めます。
- ア 総合音声伝送品質値（R値） 50超
 - イ 伝送遅延 400ms未満
- (2) 当社は、固定通信番号総合品質として下記の通り定めます。
- ア 総合音声伝送品質値（R値） 80超
 - イ 伝送遅延 150ms未満

1 9 他の電気通信事業者との利用契約の締結

契約相手となる電気通信事業	契約約款の名称
KDDI株式会社	電話サービス契約約款に規定する第2種一般電話等契約
東日本電信電話株式会社	電話サービス契約約款
西日本電信電話株式会社	電話サービス契約約款、電報サービス契約約款
エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社	電話等サービス契約約款に規定する第2種一般電話等契約
ソフトバンク株式会社	電話サービス契約約款に規定する第2種デジタル中継電話サービスの第2種中継電話等契約 ISDNサービス契約約款に規定する国際ISDN利用契約

料 金 表

通 則

(料金の計算方法)

- 1 当社は、契約者がその契約に基づいて支払っていただく料金を、料金月に従って計算します。
ただし、当社が必要と認めるときは、通信料金について料金月によらず当社が別に定める期間に従って随時に計算します。
- 2 当社は、当社の業務の遂行上やむを得ない場合は、1に規定する料金月の起算日を変更することがあります。
- 3 当社は、次の場合が生じたときは、基本料金のうち月額で定める料金及び附帯サービスに関する料金のうち月額で定める料金（以下「月額料金」といいます。）をその利用日数に応じて日割します。
 - (1) 料金月の初日以外の日により IP 電話サービス、付加機能又は附帯サービスの提供の開始があったとき。
 - (2) 料金月の初日以外の日により契約の解除、付加機能又は附帯サービスの廃止があったとき。
 - (3) 料金月の初日に IP 電話サービス、付加機能又は附帯サービスの提供を開始し、その日にその契約の解除又は付加機能又は附帯サービスの廃止があったとき。
 - (4) 料金月の初日以外の日により月額料金の額が増加又は減少したとき。この場合、増加又は減少後の月額料金は、その増加又は減少のあった日から適用します。
 - (5) 約款第57条(基本料金の支払義務)第2項第2号の表の規定に該当するとき。
 - (6) 2の規定に基づく起算日の変更があったとき。
- 4 3の規定による月額料金の日割は、暦日数により行います。

(端数処理)

- 5 当社は、料金その他の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

(料金等の支払い)

- 6 契約者は、料金、工事に関する費用及び附帯サービスに関する料金について、当社が定める期日までに、当社が指定するサービス取扱所又は金融機関等において支払っていただきます。
- 7 契約者は、料金、工事に関する費用及び附帯サービスに関する料金について、支払期日の到来する順序に従って支払っていただきます。

(料金の一括後払い等)

- 8 当社は、特別の事情がある場合は、契約者の承諾を得て、2料金月以上の料金を、当社が指定する期日までに、まとめて支払っていただくことがあります。

(前受金)

- 9 当社は、料金、工事に関する費用又は附帯サービスに関する料金について、契約者が希望される場合には、当社が別に定める条件に従って、あらかじめ前受金をお預かりすることがあります。
(注) 当社が別に定める条件は、前受金に利息を付さないことを条件として預かることとします。

(消費税相当額の加算)

- 10 約款第57条(基本料金の支払義務)から第59条(工事費の支払義務)までの規定、第63条(相互接続音声通信の料金の取扱い等)の規定その他この約款の規定により料金表に定める料金、工事に関する費用又は附帯サービスに関する料金について支払いを要

するものとされている額は、この料金表に定める額（税抜価格（消費税相当額を加算しない額をいいます。以下同じとします。）に消費税相当額を加算した額とします。

ただし、料金表に定める国際通信に係る利用料については、この限りではありません。

（料金等の臨時減免）

- 11 当社は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、この約款の規定にかかわらず、臨時に、その料金、工事に関する費用又は附帯サービスに関する料金を減免することがあります。

（注）当社は、料金の減免を行ったときは、関係のサービス取扱所に掲示する等の方法により、そのことをお知らせします。

第1表 料金
 第1 基本料金
 1 第1種IP電話サービスに係るもの

1-1 適用

区 分	内 容
(1) 第1種IP電話サービスの基本料の適用	1の音声通信番号ごとに1の基本料を適用します。 ただし、料金表通則の規定に係わらず、その料金の適用開始日については次の通りとします。 (a) その提供開始日が料金月の初日のとき その提供開始日を含む料金月から適用します。 (b) その提供開始日が料金月の初日以外のとき その提供開始日を含む料金月の翌料金月から適用します。 ただし、当該第1種IP電話契約を提供開始日を含む料金月に解除した場合は、(a)の規定に準ずるものとします。
(2) 基本料の日割の特例	基本料については、(1)欄(b)のただし書きの場合が生じたときは、第57条(基本料金の支払義務)及び届出料金表通則5の規定に係わらず、基本料の日割りはいりません。
(3) 付加機能を提供した場合の付加機能使用料の適用	付加機能を提供した場合には、2(料金額)に規定する付加機能使用料を適用します。
(4) ユニバーサルサービスに係る料金の適用	当社は、IP電話サービスに係る音声通信番号及び固定通信番号(以下「番号等」といいます。)について、1の番号等ごとに2(料金額)に規定するユニバーサルサービス料(事業法に定める基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則(平成14年6月19日総務省令第64号)により算出された額に基づき当社が定める料金をいいます。)を適用します。

1-2 料金額
 (1) 基本料

区 分	単 位	料 金 額 (月 額)
基本料	1の音声通信番号ごとに	280円

(2) 付加機能使用料

区 分	単 位	料 金 額 (月 額)
ア 発信音声通信番号非通知機能	1の音声通信番号ごとに	—
この機能を利用する固定通信番号に係る自営端末設備から行う音声通信について、その固定通信番号を着信先のIP利用回線等へ通知しないようにする機能をいいます。		

	備考 (ア) 音声通信の発信に先立ち「186」をダイヤルして行う音声通信を除きます。 (イ) 当社は、この機能を提供することに伴い発生する損害については、責任を負いません。		
イ 特定音声通信発信規制機能	電話サービスの利用回線からダイヤルして行う音声通信について、あらかじめ登録された固定通信番号を利用して国際通信を行うことができないようにする機能	1の固定通信番号ごとに	—
	備考 (ア) 当社は、1の固定通信番号ごとに1の機能を提供します。 (イ) 当社は、その固定通信番号が変更となった場合は、本サービスを廃止したものとして取り扱います。		

(3) ユニバーサルサービス料

区分	単位	料金額
ユニバーサルサービス料	1の番号等ごとに	2円

2 第1種IPセントレックス電話サービスに係るもの

2-1 適用

区 分	内 容				
(1) 第1種IPセントレックスサービスの基本料の適用	<p>ア タイプ1基本額 1の同時通話数（IP電話網及びIP利用回線を使用して行う音声通信及び、第1種IPセントレックス契約者の構内交換機を經由して内線通話（当該第1種IPセントレックス契約に係るIP利用回線の終端に係る内線端末相互間の通信を除きます。）を同時に通話できる通話数。以下同じとする。）ごとに1の基本料基本額を適用します。</p> <p>イ タイプ1加算額 申込のあった音声通信番号のうち1を超えるものについて、1の音声通信番号ごとに1の基本料加算額を適用いたします。</p> <p>ウ タイプ2 1の音声通信番号ごとに1の基本料を適用します。</p> <p>（注）タイプ1については同時通話数及び音声通信番号数に係らず、1の第1種IPセントレックス契約につき、1の音声通信番号を発信者番号として利用いたします。</p>				
(2) IPセントレックス機能	<p>第1種IPセントレックス契約者は、下表の機能を利用することができます。</p> <p>ただし、タイプ1に係る第1種IPセントレックス契約者が利用できる機能は、「ア 内線電話機能（イ）IPセントレックスグループ間通信」に限ります。</p> <table border="1" data-bbox="499 1128 1461 1921"> <thead> <tr> <th data-bbox="499 1128 746 1178">機 能</th> <th data-bbox="746 1128 1461 1178">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="499 1178 746 1921">ア 内線電話機能</td> <td data-bbox="746 1178 1461 1921"> <p>内線端末相互間の音声通信を、内線番号をダイヤルすることにより行うことができる機能であって、次の区分に規定する音声通信を行うことができるもの。</p> <p>（ア）IPセントレックスグループ内通信 同一のIPセントレックスグループ（内線番号をダイヤルすることにより、相互に音声通信を行うことができる内線端末から構成されるグループをいいます。以下同じとします。）に所属する内線端末相互間において、内線番号により行う音声通信。</p> <p>（イ）IPセントレックスグループ間通信 異なるIPセントレックスグループに所属する内線端末相互間において、内線番号にグループ特番（IPセントレックス装置に登録された当社が定める桁数の数字であって、第1種IPセントレックス契約者があらかじめIPセントレックスグループ毎に付与したものをいいます。）を前置きしてダイヤルすることにより行う音声通信。</p> </td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 IPセントレックスグループ間通信を行う</p>	機 能	内 容	ア 内線電話機能	<p>内線端末相互間の音声通信を、内線番号をダイヤルすることにより行うことができる機能であって、次の区分に規定する音声通信を行うことができるもの。</p> <p>（ア）IPセントレックスグループ内通信 同一のIPセントレックスグループ（内線番号をダイヤルすることにより、相互に音声通信を行うことができる内線端末から構成されるグループをいいます。以下同じとします。）に所属する内線端末相互間において、内線番号により行う音声通信。</p> <p>（イ）IPセントレックスグループ間通信 異なるIPセントレックスグループに所属する内線端末相互間において、内線番号にグループ特番（IPセントレックス装置に登録された当社が定める桁数の数字であって、第1種IPセントレックス契約者があらかじめIPセントレックスグループ毎に付与したものをいいます。）を前置きしてダイヤルすることにより行う音声通信。</p>
機 能	内 容				
ア 内線電話機能	<p>内線端末相互間の音声通信を、内線番号をダイヤルすることにより行うことができる機能であって、次の区分に規定する音声通信を行うことができるもの。</p> <p>（ア）IPセントレックスグループ内通信 同一のIPセントレックスグループ（内線番号をダイヤルすることにより、相互に音声通信を行うことができる内線端末から構成されるグループをいいます。以下同じとします。）に所属する内線端末相互間において、内線番号により行う音声通信。</p> <p>（イ）IPセントレックスグループ間通信 異なるIPセントレックスグループに所属する内線端末相互間において、内線番号にグループ特番（IPセントレックス装置に登録された当社が定める桁数の数字であって、第1種IPセントレックス契約者があらかじめIPセントレックスグループ毎に付与したものをいいます。）を前置きしてダイヤルすることにより行う音声通信。</p>				

	<p>各々のIPセントレックスグループのIPセントレックス契約者が異なる場合は、該当するIPセントレックス契約者全てがIPセントレックスグループ間通信を行うことを承諾した上で、代表者を定めてサービス取扱所に届け出ていただきます。</p>
イ 発信番号 受信機能	<p>第1種IPセントレックスサービスを利用するIP利用回線へ通知される発信番号（発信元の音声通信番号、内線番号その他当社が別に定める番号とします。）を受信することができるようにする機能</p>
ウ 発信規制 機能	<p>内線端末から発信する通信を、第1種IPセントレックス契約者があらかじめ指定した条件に基づいて規制することができる機能。</p>
エ 代表機能	<p>1以上の内線端末について、それらの内線端末を代表する音声通信番号又は内線番号（以下「内線代表番号」といいます。）を定め、その内線代表番号により着信があった場合に、通話中でないいずれか1の内線端末に接続することができる機能。</p>
オ マルチラ イン機能	<p>1以上の内線端末について、それらの内線端末を代表する音声通信番号又は内線番号（以下「マルチライン番号」といいます。）を定め、そのマルチライン番号により着信があった場合に、いずれかの1の内線端末に限り接続することができる機能</p>
カ 自動転送 機能	<p>その内線端末に着信する通信を、第1種IPセントレックス契約者があらかじめ指定した条件に基づいて、第1種IPセントレックス契約者があらかじめ指定した別の電気通信番号又は内線番号に自動的に転送することができる機能。</p> <p>備考 第1種IPセントレックス契約者があらかじめ指定することのできる転送の条件には、次の種類があります。 （ア）あらかじめ指定した時間帯に着信したとき （イ）通信中に着信したとき （ウ）着信に回答しないとき （エ）着信したとき（無条件に自動的に転送するもの。） （オ）コードレス端末設備による音声通信が不可能なとき</p>
キ 応答転送 機能	<p>その内線端末に着信する通信を、その着信に回答後、内線端末のフックボタン等の操作により、他の内線端末に転送することができる機能</p>

ク 番号変換機能	特定の通信の相手先への呼び出しを、短縮番号（IPセントレックス装置に登録された当社が定める桁数の数字であって、第1種IPセントレックス契約者があらかじめ指定したものをいいます。）をダイヤルすることにより行えるようにする機能であって、IPセントレックスグループ内にある内線端末の全部が、この機能を共通に利用することができる機能。
ケ 保留	音声通信を行っている内線端末を操作することにより、保留音を送出し保留状態とすることができる機能
コ コールパーク	その内線端末が行っている音声通信が保留状態にある場合に、他の内線端末を操作することにより、保留状態にある音声通信との接続が可能となる機能
サ コールウェイティング	音声通信を行っている内線端末に着信する通信が生じた場合、その内線端末へ割込着信音を送出し、内線端末を操作することにより、通信中の音声通信を保留とし、別に着信する音声通信との接続を可能とする機能
シ 内線キャンポン	内線端末から音声通信を発信したときに、着信先の内線端末が通信中の場合は、着信先の内線端末の音声通信が終了したときに、発信した内線端末に音声通信が可能であることを通知する機能
ス ステップコール	内線端末から音声通信を発信したときに、着信先の内線端末が通信中の場合、着信先の内線番号の1の位の数字と異なる1桁の数字をダイヤルすることにより、着信先の内線番号と1の位が異なる内線端末を呼び出すことが可能な機能
セ コールピックアップ	第1種IPセントレックス契約者があらかじめ指定したグループ（以下「ピックアップグループ」といいます。）に属する内線端末に着信した場合、当該ピックアップグループに属する他の内線端末又はあらかじめ指定した他のピックアップグループに属する内線端末を操作することにより、着信した通信と接続することが可能な機能
(3) 付加機能を提供した場合の付加機能使用料の適用	付加機能を提供した場合には、2（料金額）に規定する付加機能使用料を適用します。
(4) 端末設備を提供した場合の料	端末設備を提供した場合には、2（料金額）に規定する端末設備使用料を適用します。

金の適用	
(5) 最低利用期間内に契約の解除等があった場合の料金の適用	<p>ア 2-2(2)ウ欄に規定するBS機能には、最低利用期間があります。</p> <p>イ BS機能を利用している第1種IPセントレックス契約者は、最低利用期間内にBS機能の廃止があった場合は、約款第57条(基本料金の支払義務)及び料金表通則の規定にかかわらず、残余の期間に対応するBS機能の使用料に相当する額を当社が定める期日まで一括して支払っていただきます。</p>
(6) 長期継続利用割引の適用	<p>ア 当社は、BS機能を利用している第1種IPセントレックス契約者から、その第1種IPセントレックス契約に係るBS機能について、6年間の継続利用(以下この欄において「長期継続利用」といいます。)の申出があった場合には、その期間におけるBS機能の使用料については、2-2(2)の額に、0.11を乗じて得た額(以下この欄において「長期継続利用割引」といいます。)を減額して適用した額とします。</p> <p>イ 長期継続利用割引については、長期継続利用の申出を当社が承諾した日(BS機能の提供の請求と同時に長期継続利用の申出があった場合は、そのBS機能の提供を開始した日)から適用します。</p> <p>ウ 長期継続利用割引の適用の対象となる期間(以下この欄において「長期継続利用期間」といいます。)には、BS機能の利用の一時中断及び利用停止があった期間を含むものとします。</p> <p>エ 当社は、長期継続利用に係るBS機能について、そのBS機能の提供の廃止があった場合には、長期継続利用を廃止します。</p> <p>オ 長期継続利用に係る第1種IPセントレックス契約者は、長期継続利用期間満了後も長期継続利用を継続しようとするときには、長期継続利用期間の満了日の10日前までに、当社に申し出ていただきます。</p> <p>カ 長期継続利用に係る第1種IPセントレックス契約者は、長期継続利用期間の満了前に長期継続利用の廃止があった場合には、残余の期間に対応する廃止前の料金に0.35を乗じて得た額を当社が定める期日まで一括して支払っていただきます。</p> <p>キ 長期継続利用の開始から1年以内(長期継続利用の継続の場合を含みます。)にエに該当する場合が生じた場合において、その期間内において支払われる料金の総額(カの規定に基づき算定した支払いを要する額を含みます。)が、最低利用期間内にそのBS機能の廃止があった場合において支払われる料金の総額を下回る場合には、その差額を当社が定める期日まで一括して支払っていただきます。</p>
(7) ユニバーサルサービスに係る料金の適用	<p>当社は、IP電話サービスに係る音声通信番号及び固定通信番号(以下「番号等」といいます。)について、1の番号等ごとに2(料金額)に規定するユニバーサルサービス料(事業法に定める基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則(平成14年6月19日総務省令第64号)により算出された額に基づき当社が定める料金をいいます。)を適用します。</p>

2-2 料金額

(1) 基本料

区 分		単 位	料 金 額 (月額)
基本料	タイプ1	基本額	1の同時通話数ごとに 900円
		加算額	1の音声通信番号ごとに 100円
	タイプ2	1の音声通信番号ごとに 1,200円	

(2) 付加機能使用料

区 分		単 位	料 金 額 (月額)				
ア 発信音声通信番号非通知機能	この機能を利用する固定通信番号に係る 自営端末設備から行う音声通信につい て、その固定通信番号を着信先のIP利 用回線等へ通知しないようにする機能を いいます。 備考 音声通信の発信に先立ち「186」を ダイヤルして行う音声通信を除きます。	1の音声 通信番号 ごとに	—				
イ コードレス機能	コードレス端末設備（ARIB標準規格 「RCR STD-28」に準拠した端 末設備をいいます。以下同じとします。） 及びウ欄に規定するBS機能により、音 声通信を利用する機能。	1の音声 通信番号 ごとに	700円				
ウ BS機能	(7)当社がBS装置（当社がIP 利用回線の一端（IP利用回線 に係るもの及び相互接続点に 係るものを除きます。）に接続 するARIB標準規格「RCR STD-28」に準拠した電気 通信設備及びそれに付随する 設備をいいます。以下同じとし ます。）を設置し、コードレス 端末設備との間で電波を送り、 又は受け、概ね3キロヘルツの 帯域の音声その他の音響とイン ターネットプロトコルによ る音響（映像情報通信により伝 送交換される音響を除きま す。）を伝送交換する機能をい います。 (イ)BS機能には、次の種類があ ります。	無停電 機能なしの もの	1のBS 装置ごと に 12,200円				
		無停電 機能ありの もの	1のBS 装置ごと に 13,950円				
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">区分</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table>		区分	内容				
区分	内容						

	<table border="1"> <tr> <td>無停電機能なし</td> <td>停電時に電源供給措置をとっていないもの。</td> </tr> <tr> <td>無停電機能あり</td> <td>停電時に10分間の電源供給を確保する措置をとったもの。</td> </tr> </table>	無停電機能なし	停電時に電源供給措置をとっていないもの。	無停電機能あり	停電時に10分間の電源供給を確保する措置をとったもの。			
無停電機能なし	停電時に電源供給措置をとっていないもの。							
無停電機能あり	停電時に10分間の電源供給を確保する措置をとったもの。							
	<p>(ウ) 第1種IPセントレックス契約者は、BS機能の利用の請求をするときは、(イ)に規定する種類のいずれかを選択していただきます。</p> <p>(エ) 第1種IPセントレックス契約者は、BS機能の利用の請求をするときは、イ欄に規定するコードレス機能の利用の請求をしていただきます。</p>							
エ 特定音声通信発信規制機能	電話サービスの利用回線からダイヤルして行う音声通信について、あらかじめ登録された固定通信番号を利用して国際通信を行うことができないようにする機能	1の固定通信番号ごとに	—					
	<p>備考</p> <p>(ア) 当社は、1の固定通信番号ごとに1の機能を提供します。</p> <p>(イ) 当社は、その固定通信番号が変更となった場合は、本サービスを廃止したものとして取り扱います。</p>							

(3) 端末設備使用料

区 分		単 位	料 金 額 (月額)
コードレス端末設備使用料		1 端末ごとに	600円
音声通信アダプタ使用料	PRI型(23ch)のもの	1 端末ごとに	60,000円
	PRI型(46ch)のもの	1 端末ごとに	120,000円
	BRI(8ch)のもの	1 端末ごとに	50,000円
	FXO(2ch)のもの	1 端末ごとに	20,000円
	FXO(4ch)のもの	1 端末ごとに	40,000円
	FXO(20ch)のもの	1 端末ごとに	60,000円
	削除	削除	削除
	TTC2M(30ch)のもの	1 端末ごとに	80,000円
	TTC2M(60ch)のもの	1 端末ごとに	160,000円

	OD (4 c h) のもの	1 端末ごとに	40,000円
	OD (16 c h) のもの	1 端末ごとに	60,000円

備考

コードレス端末及び音声通信アダプタの提供条件については、当社が別に定めるところによります。

(4) ユニバーサルサービス料

区分	単位	料金額 (月額)
ユニバーサルサービス料	1 の番号等ごとに	3 円

3 第2種IPセントレックスサービスに係るもの

3-1 適用

区 分	内 容						
(1) 第2種IPセントレックスサービスの基本料の適用	<p>ア タイプ1基本額 1の同時通話数ごとに1の基本料基本額を適用します。</p> <p>イ タイプ1音声通信番号加算額 申込のあった音声通信番号のうち1を超えるものについて、1の音声通信番号ごとに1の基本料音声通信番号加算額を適用いたします。</p> <p>ウ タイプ1固定通信番号加算額 申込のあった固定通信番号について、1の固定通信番号ごとに1の基本料固定通信番号加算額を適用いたします。</p> <p>エ タイプ2 1の音声通信番号又は固定通信番号ごとに1の基本料を適用します。</p> <p>(注) タイプ1については同時通話数、音声通信番号数及び固定通信番号数に係らず、1の第2種IPセントレックス契約につき、第2種IPセントレックス契約者が指定した1の音声通信番号又は固定通信番号を発信者番号として利用いたします。</p>						
(2) IPセントレックス機能	<p>第2種IPセントレックス契約者は、下表の機能を利用することができます。</p> <p>ただし、タイプ1に係る第2種IPセントレックス契約者が利用できる機能は、「ア 内線電話機能(イ) IPセントレックスグループ間通信」に限ります。</p> <table border="1" data-bbox="499 1167 1458 2029"> <thead> <tr> <th data-bbox="499 1167 730 1216">機 能</th> <th data-bbox="730 1167 1458 1216">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="499 1216 730 1783">ア 内線電話機能</td> <td data-bbox="730 1216 1458 1783"> <p>内線端末相互間の音声通信を、内線番号をダイヤルすることにより行うことができる機能であって、次の区分に規定する音声通信を行うことができるもの。</p> <p>(ア) IPセントレックスグループ内通信 同一のIPセントレックスグループに所属する内線端末相互間において、内線番号により行う音声通信。</p> <p>(イ) IPセントレックスグループ間通信 異なるIPセントレックスグループに所属する内線端末相互間において、内線番号にグループ特番を前置きしてダイヤルすることにより行う音声通信。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="499 1783 730 2029"></td> <td data-bbox="730 1783 1458 2029"> <p>備考 IPセントレックスグループ間通信を行う各々のIPセントレックスグループのIPセントレックス契約者が異なる場合は、該当するIPセントレックス契約者全てがIPセントレックスグループ間通信を行うことを承諾した上で、代</p> </td> </tr> </tbody> </table>	機 能	内 容	ア 内線電話機能	<p>内線端末相互間の音声通信を、内線番号をダイヤルすることにより行うことができる機能であって、次の区分に規定する音声通信を行うことができるもの。</p> <p>(ア) IPセントレックスグループ内通信 同一のIPセントレックスグループに所属する内線端末相互間において、内線番号により行う音声通信。</p> <p>(イ) IPセントレックスグループ間通信 異なるIPセントレックスグループに所属する内線端末相互間において、内線番号にグループ特番を前置きしてダイヤルすることにより行う音声通信。</p>		<p>備考 IPセントレックスグループ間通信を行う各々のIPセントレックスグループのIPセントレックス契約者が異なる場合は、該当するIPセントレックス契約者全てがIPセントレックスグループ間通信を行うことを承諾した上で、代</p>
機 能	内 容						
ア 内線電話機能	<p>内線端末相互間の音声通信を、内線番号をダイヤルすることにより行うことができる機能であって、次の区分に規定する音声通信を行うことができるもの。</p> <p>(ア) IPセントレックスグループ内通信 同一のIPセントレックスグループに所属する内線端末相互間において、内線番号により行う音声通信。</p> <p>(イ) IPセントレックスグループ間通信 異なるIPセントレックスグループに所属する内線端末相互間において、内線番号にグループ特番を前置きしてダイヤルすることにより行う音声通信。</p>						
	<p>備考 IPセントレックスグループ間通信を行う各々のIPセントレックスグループのIPセントレックス契約者が異なる場合は、該当するIPセントレックス契約者全てがIPセントレックスグループ間通信を行うことを承諾した上で、代</p>						

	表者を定めてサービス取扱所に届け出ていただきます。
イ 発信番号 受信機能	第2種IPセントレックスサービスを利用するIP利用回線へ通知される発信番号（発信元の固定通信番号、音声通信番号、内線番号その他当社が別に定める番号とします。）を受信することができるようにする機能
ウ 発信規制 機能	内線端末から発信する通信を、第2種IPセントレックス契約者があらかじめ指定した条件に基づいて規制することができる機能。
エ 代表機能	1以上の内線端末について、内線代表番号を定め、その内線代表番号により着信があった場合に、通話中でないいずれか1の内線端末に接続することができる機能。
オ マルチライン 機能	1以上の内線端末について、マルチライン番号を定め、そのマルチライン番号により着信があった場合に、いずれかの1の内線端末に限り接続することができる機能
カ 自動転送 機能	その内線端末に着信する通信を、第2種IPセントレックス契約者があらかじめ指定した条件に基づいて、第2種IPセントレックス契約者があらかじめ指定した他の電気通信番号又は内線番号に自動的に転送することができる機能。
	備考 第2種IPセントレックス契約者があらかじめ指定することのできる転送の条件には、次の種類があります。 （ア）あらかじめ指定した時間帯に着信したとき （イ）通信中に着信したとき （ウ）着信に回答しないとき （エ）着信したとき（無条件に自動的に転送するもの。） （オ）コードレス端末設備による音声通信が不可能なとき
キ 応答転送 機能	その内線端末に着信する通信を、その着信に回答後、内線端末のフックボタン等の操作により、他の内線端末に転送することができる機能

ク 番号変換機能	特定の通信の相手先への呼び出しを、短縮番号をダイヤルすることにより行えるようにする機能であって、番号変換グループ内にある内線端末の全部が、この機能を共通に利用することができる機能。
ケ 保留	音声通信を行っている内線端末を操作することにより、保留音を送出し保留状態とすることができる機能
コ コールパーク	その内線端末が行っている音声通信が保留状態にある場合に、他の内線端末を操作することにより、保留状態にある音声通信との接続が可能となる機能
サ コールウェイティング	音声通信を行っている内線端末に着信する通信が生じた場合、その内線端末へ割込着信音を送出し、内線端末を操作することにより、通信中の音声通信を保留とし、別に着信する音声通信との接続を可能とする機能
シ 内線キャンプオン	内線端末から音声通信を発信したときに、着信先の内線端末が通信中の場合は、着信先の内線端末の音声通信が終了したときに、発信した内線端末に音声通信が可能であることを通知する機能
ス ステップコール	内線端末から音声通信を発信したときに、着信先の内線端末が通信中の場合、着信先の内線番号の1の位の数字と異なる1桁の数字をダイヤルすることにより、着信先の内線番号と1の位が異なる内線端末を呼び出すことが可能な機能
セ コールピックアップ	第2種IPセントレックス契約者があらかじめ指定したグループ(以下「ピックアップグループ」といいます。)に属する内線端末に着信した場合、当該ピックアップグループに属する他の内線端末又は第2種IPセントレックス契約者があらかじめ指定した他のピックアップグループに属する内線端末を操作することにより、着信した通信と接続することが可能な機能
(3) 付加機能を提供した場合の付加機能使用料の適用	付加機能を提供した場合には、2(料金額)に規定する付加機能使用料を適用します。
(4) 端末設備を提供した場合の料金の適用	端末設備を提供した場合には、2(料金額)に規定する端末設備使用料を適用します。
(5) 最低利用期間内に契約の解除等があった場合	ア 3-2(2)ウに規定するBS機能には、最低利用期間があります。 イ BS機能を利用している第2種IPセントレックス契約者は、

の料金の適用	最低利用期間内にBS機能の廃止があった場合は、約款第57条（基本料金の支払義務）及び料金表通則の規定にかかわらず、残余の期間に対応するBS機能の使用料に相当する額を当社が定める期日までに一括して支払っていただきます。
(6)長期継続利用割引の適用	<p>ア 当社は、BS機能を利用している第2種IPセントレックス契約者から、その第2種IPセントレックス契約に係るBS機能について、6年間の継続利用（以下この欄において「長期継続利用」といいます。）の申出があった場合には、その期間におけるBS機能の使用料については、3-2の(2)の額に、0.11を乗じて得た額（以下この欄において「長期継続利用割引」といいます。）を減額して適用した額とします。</p> <p>イ 長期継続利用割引については、長期継続利用の申出を当社が承諾した日（BS機能の提供の請求と同時に長期継続利用の申出があった場合は、そのBS機能の提供を開始した日）から適用します。</p> <p>ウ 長期継続利用割引の適用の対象となる期間（以下この欄において「長期継続利用期間」といいます。）には、BS機能の利用の一時中断及び利用停止があった期間を含むものとします。</p> <p>エ 当社は、長期継続利用に係るBS機能について、そのBS機能の提供の廃止があった場合には、長期継続利用を廃止します。</p> <p>オ 長期継続利用に係る第2種IPセントレックス契約者は、長期継続利用期間満了後も長期継続利用を継続しようとするときには、長期継続利用期間の満了日の10日前までに、当社に申し出ていただきます。</p> <p>カ 長期継続利用に係る第2種IPセントレックス契約者は、長期継続利用期間の満了前に長期継続利用の廃止があった場合には、残余の期間に対応する廃止前の料金に0.35を乗じて得た額を当社が定める期日までに一括して支払っていただきます。</p> <p>キ 長期継続利用の開始から1年以内（長期継続利用の継続の場合を含みます。）にエに該当する場合が生じた場合において、その期間内において支払われる料金の総額（カの規定に基づき算定した支払いを要する額を含みます。）が、最低利用期間内にそのBS機能の廃止があった場合において支払われる料金の総額を下回る場合には、その差額を当社が定める期日までに一括して支払っていただきます。</p>
(7)ユニバーサルサービスに係る料金の適用	当社は、IP電話サービスに係る音声通信番号及び固定通信番号（以下「番号等」といいます。）について、1の番号等ごとに2（料金額）に規定するユニバーサルサービス料（事業法に定める基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則（平成14年6月19日総務省令第64号）により算出された額に基づき当社が定める料金をいいます。）を適用します。

3-2 料金額

(1) 基本料

区 分			単 位	料 金 額（月額）
基本料	タイプ1	基本額	1の同時通話数ごとに	900円

	音声通信番号 加算額	1の音声通信番号ごと に	100円
	固定通信番号 加算額	1の固定通信番号ごと に	300円
タイプ2	音声通信番号 のもの	1の音声通信番号ごと に	1,200円
	固定通信番号 のもの	1の固定通信番号ごと に	1,400円

(2) 付加機能使用料

区 分		単 位	料金額 (月額)
ア 発信音 声通信番 号非通知 機能	この機能を利用する固定通信番号に係る 自営端末設備から行う音声通信につい て、その固定通信番号を着信先のIP利 用回線等へ通知しないようにする機能を いいます。 備考 音声通信の発信に先立ち「186」を ダイヤルして行う音声通信を除きます。	1の音声通信 番号又は1の 固定通信番号 ごとに	—
イ 固定代 表機能	2以上の内線端末について、それらの内 線端末を代表する固定通信番号（以下こ の欄において「固定代表番号」といいま す。）を定め、その固定代表番号により着 信があった場合に、通話中でないいずれ か1の内線端末に接続することができる 機能。	1の固定通信 番号ごとに	300円
ウ 固定マ ルチライ ン機能	1以上の内線端末について、それらの内 線端末を代表する固定通信番号（以下「固 定マルチライン番号」といいます。）を定 め、その固定マルチライン番号により着 信があった場合に、いずれかの1の内線 端末に限り接続することができる機能。	1の固定通信 番号ごとに	300円
エ コード レス機能	コードレス端末設備及びオ欄に規定する BS機能により、音声通信を利用する機 能。 （注）コードレス機能を利用する内線端 末には、音声通信番号のみを付与します。	1の音声通信 番号ごとに	700円

オ BS機能	(ア)当社がBS装置を設置し、コードレス端末設備との間で電波を送り、又は受け、概ね3キロヘルツの帯域の音声その他の音響とインターネットプロトコルによる音響（映像情報通信により伝送交換される音響を除きます。）を伝送交換する機能をいいます。 (イ)BS機能には、次の種類があります。	無停電機能なしのもの	1のBS装置ごとに	12,200円					
	<table border="1"> <tr> <th>区分</th> <th>内容</th> </tr> <tr> <td>無停電機能なし</td> <td>停電時に電源供給措置をとっていないもの。</td> </tr> <tr> <td>無停電機能あり</td> <td>停電時に10分間の電源供給を確保する措置をとったもの。</td> </tr> </table>				区分	内容	無停電機能なし	停電時に電源供給措置をとっていないもの。	無停電機能あり
区分	内容								
無停電機能なし	停電時に電源供給措置をとっていないもの。								
無停電機能あり	停電時に10分間の電源供給を確保する措置をとったもの。								
(ウ)第2種IPセントレックス契約者は、BS機能の利用の請求をするときは、(イ)に規定する種類のいずれかを選択していただきます。	(エ)第2種IPセントレックス契約者は、BS機能の利用の請求をするときは、ウ欄に規定するコードレス機能の利用の請求をしていただきます。								
カ 特定音声通信発信規制機能	電話サービスの利用回線からダイヤルして行う音声通信について、あらかじめ登録された固定通信番号を利用して国際通信を行うことができないようにする機能	1の固定通信番号ごとに		—					
備考 (ア) 当社は、1の固定通信番号ごとに1の機能を提供します。 (イ) 当社は、その固定通信番号が変更となった場合は、本サービスを廃止したものとして取り扱います。									

(3) 端末設備使用料

区 分		単 位	料 金 額 (月額)
コードレス端末設備使用料		1 端末ごとに	600円
音声通信アダプタ	PRI型(23ch)のもの	1 端末ごとに	60,000円
	PRI型(46ch)のもの	1 端末ごとに	120,000円

使用料	BRI (8 c h) のもの	1 端末ごとに	50,000円
	FXO (2 c h) のもの	1 端末ごとに	20,000円
	FXO (4 c h) のもの	1 端末ごとに	40,000円
	FXO (20 c h) のもの	1 端末ごとに	60,000円
	削除	削除	削除
	TTC2M (30 c h) のもの	1 端末ごとに	80,000円
	TTC2M (60 c h) のもの	1 端末ごとに	160,000円
	OD (4 c h) のもの	1 端末ごとに	40,000円
	OD (16 c h) のもの	1 端末ごとに	60,000円
備考 コードレス端末及び音声通信アダプタの提供条件については、当社が別に定めるところによります。			

(4) ユニバーサルサービス料

区分	単位	料金額 (月額)
ユニバーサルサービス料	1 の番号等ごとに	3 円

4 第3種IPセントレックスサービスに係るもの

4-1 適用

区 分	内 容								
(1) 第3種IPセントレックスサービスの基本料の適用	1の音声通信番号ごとに1の基本料を適用します。								
(2) IPセントレックス機能	<p>第3種IPセントレックス契約者は、下表の機能を利用することができます。</p> <table border="1" data-bbox="499 622 1457 1312"> <thead> <tr> <th data-bbox="499 622 730 674">機 能</th> <th data-bbox="730 622 1457 674">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="499 674 730 909">ア 内線電話機能</td> <td data-bbox="730 674 1457 909"> <p>指定された電気通信サービス（当社が別に定める協定事業者が提供する電気通信サービスに限ります。）と内線端末を経由して異なるIPセントレックスグループに所属する内線端末相互間において、内線番号にグループ特番を前置きしてダイヤルすることにより行う音声通信。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="499 909 730 1182"></td> <td data-bbox="730 909 1457 1182"> <p>備考 各々のIPセントレックスグループのIPセントレックス契約者が異なる場合は、該当するIPセントレックス契約者全てがIPセントレックスグループ間通信を行うことを承諾した上で、代表者を定めてサービス取扱所に届け出ていただきます。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="499 1182 730 1312">イ 発信規制機能</td> <td data-bbox="730 1182 1457 1312">内線端末から発信する通信を、第3種IPセントレックス契約者があらかじめ指定した条件に基づいて規制することができる機能。</td> </tr> </tbody> </table>	機 能	内 容	ア 内線電話機能	<p>指定された電気通信サービス（当社が別に定める協定事業者が提供する電気通信サービスに限ります。）と内線端末を経由して異なるIPセントレックスグループに所属する内線端末相互間において、内線番号にグループ特番を前置きしてダイヤルすることにより行う音声通信。</p>		<p>備考 各々のIPセントレックスグループのIPセントレックス契約者が異なる場合は、該当するIPセントレックス契約者全てがIPセントレックスグループ間通信を行うことを承諾した上で、代表者を定めてサービス取扱所に届け出ていただきます。</p>	イ 発信規制機能	内線端末から発信する通信を、第3種IPセントレックス契約者があらかじめ指定した条件に基づいて規制することができる機能。
機 能	内 容								
ア 内線電話機能	<p>指定された電気通信サービス（当社が別に定める協定事業者が提供する電気通信サービスに限ります。）と内線端末を経由して異なるIPセントレックスグループに所属する内線端末相互間において、内線番号にグループ特番を前置きしてダイヤルすることにより行う音声通信。</p>								
	<p>備考 各々のIPセントレックスグループのIPセントレックス契約者が異なる場合は、該当するIPセントレックス契約者全てがIPセントレックスグループ間通信を行うことを承諾した上で、代表者を定めてサービス取扱所に届け出ていただきます。</p>								
イ 発信規制機能	内線端末から発信する通信を、第3種IPセントレックス契約者があらかじめ指定した条件に基づいて規制することができる機能。								
(3) 内線端末設備使用料の適用	1の内線端末設備ごとに、4-2（料金額）に規定する内線端末設備使用料を適用します。								
(4) 最低利用期間内に契約の解除等があった場合の料金の適用	<p>ア (4)に規定する内線端末設備には、最低利用期間があります。</p> <p>イ アの最低利用期間は、当社が内線端末設備の提供を開始した日から起算して1年間とします。</p> <p>ウ 内線端末設備を利用している第3種IPセントレックス契約者は、最低利用期間内に内線端末設備の廃止があった場合は、約款第57条（基本料金の支払義務）及び料金表通則の規定にかかわらず、残余の期間に対応する内線端末設備使用料に相当する額を当社が定める期日までに一括して支払っていただきます。</p> <p>ただし、第3種IPセントレックス契約者が移設若しくは移転することを目的として内線端末設備の廃止と同時に移設先若しくは移転先にて同一区分の内線端末設備の利用の申込をする場合又はその第3種IP電話契約者の責めによらない理由により発生した事態に対処するための措置として行われたものであるときは、この限りではありません。</p>								
(6) ユニバーサル	当社は、IP電話サービスに係る音声通信番号（以下「番号等」とい								

サービスに係る料金の適用	います。)について、1の番号等ごとに2(料金額)に規定するユニバーサルサービス料(事業法に定める基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則(平成14年6月19日総務省令第64号)により算出された額に基づき当社が定める料金をいいます。)を適用します。
--------------	---

4-2 料金額

(1) 基本料

区 分	単 位	料 金 額 (月額)
基本料	1の音声通信番号ごとに	900円

(2) 内線端末設備使用料

種 別	単 位	料 金 額 (月額)
PRI型のもの	1端末ごとに	53,000円

(3) ユニバーサルサービス料

区 分	単 位	料 金 額 (月額)
ユニバーサルサービス料	1の番号等ごとに	3円

第2 通信料金

1 第1種IP電話サービス、第1種IPセントレックスサービス及び第3種IPセントレックスサービスに係るもの

1-1 適用

区 分	内 容								
(1) 音声通信の種類	<p>音声通信には、次の種類があります。</p> <table border="1" data-bbox="507 533 1449 1288"> <thead> <tr> <th data-bbox="515 544 834 589">種 類</th> <th data-bbox="834 544 1441 589">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="515 589 834 857">1 オンネット通信</td> <td data-bbox="834 589 1441 857">(ア) IP利用回線相互間の音声通信 (イ) 当社がIP電話サービス契約約款で提供するIP利用回線との音声通信 (ウ) IP利用回線から当社が別に定める協定事業者のサービスへの音声通信 (エ) IP利用回線からサービス接続点への音声通信</td> </tr> <tr> <td data-bbox="515 857 834 947">2 オフネット通信</td> <td data-bbox="834 857 1441 947">オンネット通信及び国際通信以外の通信</td> </tr> <tr> <td data-bbox="515 947 834 1276">3 国際通信</td> <td data-bbox="834 947 1441 1276">IP利用回線から当社が別に定める電気通信事業者（番号規則第14条第1号に規定する電気通信番号を用いて電気通信サービスを提供する電気通信事業者）の電気通信回線を介した本邦外の国若しくは地域への音声通信 (注) 当社が別に定める電気通信事業者とはKDDI株式会社に限りません。(以下同じとします。)</td> </tr> </tbody> </table>	種 類	内 容	1 オンネット通信	(ア) IP利用回線相互間の音声通信 (イ) 当社がIP電話サービス契約約款で提供するIP利用回線との音声通信 (ウ) IP利用回線から当社が別に定める協定事業者のサービスへの音声通信 (エ) IP利用回線からサービス接続点への音声通信	2 オフネット通信	オンネット通信及び国際通信以外の通信	3 国際通信	IP利用回線から当社が別に定める電気通信事業者（番号規則第14条第1号に規定する電気通信番号を用いて電気通信サービスを提供する電気通信事業者）の電気通信回線を介した本邦外の国若しくは地域への音声通信 (注) 当社が別に定める電気通信事業者とはKDDI株式会社に限りません。(以下同じとします。)
種 類	内 容								
1 オンネット通信	(ア) IP利用回線相互間の音声通信 (イ) 当社がIP電話サービス契約約款で提供するIP利用回線との音声通信 (ウ) IP利用回線から当社が別に定める協定事業者のサービスへの音声通信 (エ) IP利用回線からサービス接続点への音声通信								
2 オフネット通信	オンネット通信及び国際通信以外の通信								
3 国際通信	IP利用回線から当社が別に定める電気通信事業者（番号規則第14条第1号に規定する電気通信番号を用いて電気通信サービスを提供する電気通信事業者）の電気通信回線を介した本邦外の国若しくは地域への音声通信 (注) 当社が別に定める電気通信事業者とはKDDI株式会社に限りません。(以下同じとします。)								
(2) 通信時間の測定等	<p>ア 音声通信に係る通信時間は、双方のIP利用回線等を接続して通信できる状態にした時刻から起算し、発信者又は着信者からの通信終了の信号を受けてその通信をできない状態にした時刻までの経過時間とし、当社の機器により測定します。</p> <p>イ 次の時間は、アの通信時間には含みません。</p> <p>(1) 回線の故障等通信の発信者又は着信者の責任によらない理由により、通信の途中に一時音声通信ができなかった時間</p> <p>(2) 回線の故障等通信の発信者又は着信者の責任によらない理由により、通信を打ち切ったときは、その通信ごとに適用される1-2（料金額）に規定する秒数に満たない端数の通信時間</p> <p>ウ 当社は、アの規定に係わらず、オンネット通信に係る通信時間については測定しないものとします。</p>								
(3) 相互接続音声通信に係る料金額の設定	相互接続音声通信に係る1-2（料金額）に定める料金額は、当社及び協定事業者（相互接続音声通信については当社が別に定める協定事業者に限ります。）のサービスの提供区間を合わせて、当社が設定する額とします。								

<p>(4) 当社の機器の故障等により正しく算定することができなかつた場合の通信料金の取扱い</p>	<p>当社の機器の故障等により正しく算定することができなかつた場合の通信料金は、次のとおりとします。</p> <p>ア 過去1年間の実績を把握することができる場合 機器の故障等により正しく算定することができなかつた日の初日（初日が確定できないときにあつては、種々の事情を総合的に判断して機器の故障等があつたと認められる日）の属する料金月の前12料金月の各料金月における1日平均の通信料金が最低となる値に、算定できなかつた期間の日数を乗じて得た額</p> <p>イ ア以外の場合 把握可能な実績に基づきアに準じて算出した額</p>
<p>(5) 音声通信に関する料金の減免</p>	<p>電気通信サービスに関する問い合わせ、申込み等のためにサービス取扱所等に設置されている電気通信設備のうち、当社が指定したものへの音声通信については、約款第58条（通信料金の支払義務）第1項及び第63条（相互接続音声通信の料金の取扱い等）第1項の規定にかかわらず、その料金の支払いを要しません。</p>

1-2 料金額

(1) オフネット通信に係るもの

(ア) (イ)、(ウ) 及び (エ) 以外のもの

区分	料金額 (1の通信ごとに、次の秒数までごとに8円)
(イ)、(ウ) 及び (エ) 以外のオフネット通信に係るもの	180.0秒

(イ) 携帯・自動車電話設備への着信に係るもの

区分	料金額 (1の通信ごとに、次の秒数までごとに10円)
携帯・自動車電話設備への着信に係るもの	30.0秒

(ウ) PHS電話設備への着信に係るもの

区分	料金額 (1の通信ごとに、次の秒数までごとに20円)
PHS電話設備への着信に係るもの	90.0秒

(エ) IP電話設備への着信に係るもの

区分	料金額 (1の通信ごとに、次の秒数までごとに8円)
IP電話設備への着信に係るもの	180.0秒

(注) IP電話設備への着信に係るものは当社が別に定めるもの(別表1に定める協定事業者に係るもの)に限ります。

(2) 国際通信に係るもの

区 分		料金額 (1の通信ごとに、60秒までごとに)
取 扱 地 域		
アジア1	シンガポール共和国、大韓民国、香港	20円
アジア2	台湾、中華人民共和国、フィリピン共和国、マカオ	30円
アジア3	インドネシア共和国、タイ王国、ブルネイ・ダルサラーム国、マレーシア	48円

アジア 4	インド、カンボジア王国、スリランカ民主社会主義共和国、ネパール王国、パキスタン・イスラム共和国、バングラデシュ人民共和国、ブータン王国、ベトナム社会主義共和国、ミャンマー連邦共和国、モンゴル国、モルディヴ共和国、ラオス人民民主共和国	80円
アジア 5	アフガニスタン・イスラム共和国、アラブ首長国連邦、イエメン共和国、イスラエル国、イラク共和国、イラン・イスラム共和国、オマーン国、カタール国、キプロス共和国、クウェート国、サウジアラビア王国、シリア・アラブ共和国、バーレーン国、ヨルダン・ハシェミット王国、レバノン共和国	90円
アジア 6	東ティモール	127円
アジア 7	朝鮮民主主義人民共和国	130円
アメリカ 1	アメリカ合衆国（ハワイを除きます。）、カナダ	8円
アメリカ 2	アメリカ領ヴァージン諸島、グレート・ブリテン領ヴァージン諸島、サンピエール島・ミクロン島、プエルト・リーコ	40円
アメリカ 3	アルゼンチン共和国、アルバ、アンギラ、アンティグア・バーブダ、ウルグアイ東方共和国、エクアドル共和国、エルサルバドル共和国、オランダ領アンティール、グアテマラ共和国、グアドループ島、グレナダ、ケイマン諸島、コスタリカ共和国、コロンビア共和国、ジャマイカ、セントビンセント及びグレナディーン諸島、セントルシア、タークス・カイコス諸島、チリ共和国、ドミニカ共和国、トリニダード・トバゴ共和国、ニカラグア共和国、パナマ共和国、バハマ国、バミューダ諸島、バルバドス、ブラジル連邦共和国、フランス領ギアナ、ベネズエラ・ボリバル共和国、ベリーズ、ペルー共和国、ボリビア共和国、ホンジュラス共和国、マルティニク	32円
アメリカ 4	オランダ領セントマーチン、ガイアナ共和国、キューバ共和国、スリナム共和国、セントクリストファー・ネイビス、ドミニカ国、ハイチ共和国、パラグアイ共和国、モンセラット	92円
アメリカ 5	メキシコ合衆国	78円
アメリカ 6	フォークランド諸島	230円
オセアニア 1	ハワイ	8円
オセアニア 2	オーストラリア、クリスマス島、グアム、ココス・キーリング諸島、サイパン、ニュージーランド	40円

オセアニア 3	アメリカ領サモア、キリバス共和国、クック諸島、サモア独立国、ツバル、トンガ王国、ニューカレドニア、パラオ共和国、フィジー共和国、フランス領ポリネシア、マーシャル諸島共和国、ミクロネシア連邦	56円
オセアニア 4	トケラウ諸島、ニウエ、バヌアツ共和国	64円
オセアニア 5	ノーフォーク島、パプアニューギニア独立国	80円
オセアニア 6	ソロモン諸島、ナウル共和国	160円
ヨーロッパ 1	イタリア共和国、グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国、ドイツ連邦共和国、バチカン市国、フランス共和国	22円
ヨーロッパ 2	アイスランド共和国、アイルランド、アゾレス諸島、アンドラ公国、オーストリア共和国、オランダ王国、カナリア諸島、ギリシャ共和国、グリーンランド、サンマリノ共和国、ジブラルタル、スイス連邦、スウェーデン王国、スペイン、スペイン領北アフリカ、デンマーク王国、トルコ共和国、ノルウェー王国、フィンランド共和国、フェロー諸島、ベルギー王国、ポルトガル共和国、マデイラ諸島、マルタ共和国、モナコ公国、リヒテンシュタイン公国、ルクセンブルク大公国	48円
ヨーロッパ 3	アゼルバイジャン共和国、アルバニア共和国、アルメニア共和国、ウクライナ、ウズベキスタン共和国、エストニア共和国、カザフスタン共和国、キルギス共和国、グルジア、クロアチア共和国、スロバキア共和国、スロベニア共和国、セルビア共和国、タジキスタン共和国、チェコ共和国、トルクメニスタン、ハンガリー共和国、ベラルーシ共和国、ブルガリア共和国、ポーランド共和国、ボスニア・ヘルツェゴビナ、マケドニア・旧ユーゴスラビア共和国、モルドバ共和国、ラトビア共和国、リトアニア共和国、ルーマニア、ロシア連邦	64円
ヨーロッパ 4	モンテネグロ	142円
アフリカ 1	アルジェリア民主人民共和国、アンゴラ共和国、ウガンダ共和国、ガーナ共和国、ガボン共和国、ギニア共和国、コモロ連合、コンゴ共和国、ザンビア共和国、社会主義人民リビア・アラブ国、ジンバブエ共和国、スーダン共和国、スワジランド王国、赤道ギニア共和国、中央アフリカ共和国、チュニジア共和国、ナミビア共和国、ブルンジ共和国、ボツワナ共和国、マイヨット島、南アフリカ共和国、モーリタニア・イスラム共和国、リベリア共和国、ルワンダ共和国、レソト王国、レユニオン	72円

アフリカ 2	アセンション島、エジプト・アラブ共和国、エチオピア連邦民主共和国、エリトリア国、カーボベルデ共和国、カメルーン共和国、ガンビア共和国、ギニアビサウ共和国、ケニア共和国、コートジボワール共和国、コンゴ民主共和国、シエラレオネ共和国、ジブチ共和国、セネガル共和国、セントヘレナ島、ソマリア民主共和国、タンザニア連合共和国、チャド共和国、ナイジェリア連邦共和国、ブルキナファソ、ベナン共和国、マダガスカル共和国、マラウイ共和国、マリ共和国、モーリシャス共和国、モザンビーク共和国、モロッコ王国	90円
アフリカ 3	ニジェール共和国、トーゴ共和国、南スーダン共和国	128円
アフリカ 4	サントメ・プリンシペ民主共和国	257円
インマルサット 2	インマルサットーM（インド洋）、インマルサットーM（大西洋西）、インマルサットーM（大西洋東）、インマルサットーM（太平洋）	364円
インマルサット 3	インマルサットーB（インド洋）、インマルサットーB（大西洋西）、インマルサットーB（大西洋東）、インマルサットーB（太平洋）	308円
インマルサット 4	インマルサットーミニM/F（インド洋）、インマルサットーミニM/F（大西洋西）、インマルサットーミニM/F（大西洋東）、インマルサットーミニM/F（太平洋）、インマルサットB G A N	250円
インマルサット 5	インマルサットB G A N H S D	686円
イリジウム	イリジウム	378円
スラーヤ	スラーヤ	273円

2 第2種IPセントレックスサービスに係るもの

2-1 適用

区 分	内 容	
(1) 音声通信の種類	音声通信には、次の種類があります。 ア 音声通信番号での通信に係るもの	
	種 類	内 容
	1 オンネット通信	(ア) IP利用回線相互間の音声通信 (イ) 当社がIP電話サービス契約約款で提供するIP利用回線との音声通信 (ウ) IP利用回線から当社が別に定める協定事業者のサービスへの音声通信 (エ) IP利用回線からサービス接続点への音声通信
	2 オフネット通信	オンネット通信及び国際通信以外の通信
	3 国際通信	IP利用回線から当社が別に定める電気通信事業者(番号規則第14条第1号に規定する電気通信番号を用いて電気通信サービスを提供する電気通信事業者)の電気通信回線を介した本邦外の国若しくは地域への音声通信
イ 固定通信番号での通信に係るもの	種 類	内 容
	1 オンネット通信	(ア) IP利用回線相互間の音声通信 (イ) 当社がIP電話サービス契約約款で提供するIP利用回線との音声通信 (ウ) IP利用回線からサービス接続点への音声通信
	2 オフネット通信	オンネット通信及び国際通信以外の通信
	3 国際通信	IP利用回線から当社が別に定める電気通信事業者(番号規則第14条第1号に規定する電気通信番号を用いて電気通信サービスを提供する電気通信事業者)の電気通信回線を介した本邦外の国若しくは地域への音声通信

<p>(2) 通信時間の測定等</p>	<p>ア 音声通信に係る通信時間は、双方のIP利用回線等を接続して通信できる状態にした時刻から起算し、発信者又は着信者からの通信終了の信号を受けてその通信をできない状態にした時刻までの経過時間とし、当社の機器により測定します。</p> <p>イ 次の時間は、アの通信時間には含みません。</p> <p>(1) 回線の故障等通信の発信者又は着信者の責任によらない理由により、通信の途中に一時音声通信ができなかった時間</p> <p>(2) 回線の故障等通信の発信者又は着信者の責任によらない理由により、通信を打ち切ったときは、その通信ごとに適用される2-2（料金額）に規定する秒数に満たない端数の通信時間</p> <p>ウ 当社は、アの規定に係わらず、オンネット通信に係る通信時間については測定しないものとします。</p>						
<p>(3) 相互接続音声通信に係る料金額の設定</p>	<p>相互接続音声通信に係る2-2（料金額）に定める料金額は、当社及び協定事業者（相互接続音声通信については当社が別に定める協定事業者に限ります。）のサービスの提供区間を合わせて、当社が設定する額とします。</p>						
<p>(4) オフネット通信に係る区域内通信及び区域外通信の適用等</p>	<p>当社はオフネット通信に係る通信料金を適用するため、IP利用回線等からの通信を次のとおり区分します</p> <table border="1" data-bbox="507 981 1461 1214"> <thead> <tr> <th>区域の区分</th> <th>適用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>区域内通信</td> <td>当社提供区域内への通信（市外局番0545に該当する区域に着信する通信を除きます。）</td> </tr> <tr> <td>区域外通信</td> <td>区域内通信以外の通信</td> </tr> </tbody> </table>	区域の区分	適用	区域内通信	当社提供区域内への通信（市外局番0545に該当する区域に着信する通信を除きます。）	区域外通信	区域内通信以外の通信
区域の区分	適用						
区域内通信	当社提供区域内への通信（市外局番0545に該当する区域に着信する通信を除きます。）						
区域外通信	区域内通信以外の通信						
<p>(5) 当社の機器の故障等における通信料金の取扱いその他の場合における料金の適用</p>	<p>当社の機器の故障等により正しく算定することができなかった場合の通信料金の取扱い及び音声通信に関する料金の減免については、第1種IP電話サービス及び第1種IPセントレックスサービスに係るものの場合に準じるものとします。</p>						
<p>(6) 相互接続番号案内に係る料金の適用</p>	<p>ア 相互接続番号案内に係る料金額は、当社及び協定事業者のサービスの提供区間を合わせて当社が設定するものとし、2-2（料金額）オ（相互接続番号案内に係るもの）に定める額を適用します。</p> <p>イ 相互接続番号案内に係る料金の免除に係る取り扱い及び相互接続番号案内に係る料金額の支払いを要しない場合の取り扱いについては、協定事業者の契約約款等の規定に準じて取り扱います。</p>						

2-2 料金額

(1) オフネット通信に係るもの

(ア) (イ)、(ウ)、(エ)、(オ)及び(カ)以外のもの

区分		料金額 (1の通信ごとに、次の秒数までごとに8円)
(イ)、 (ウ)、 (エ)、 (オ)及び (カ)以外 のオフネ ット通信 に係るも の	音声通信番 号のもの	区域内通信及 び区域外通信
	固定通信番 号のもの	区域内通信
		区域外通信

(イ) 携帯・自動車電話設備への着信に係るもの

区分	料金額 (1の通信ごとに、次の秒数までごとに10円)
携帯・自動車電話設備への着信に係るもの	30.0秒

(ウ) PHS電話設備への着信に係るもの

区分	料金額 (1の通信ごとに、次の秒数までごとに20円)
PHS電話設備への着信に係るもの	90.0秒

(エ) IP電話設備への着信に係るもの

区分		料金額 (1の通信ごとに、次の秒数までごとに8円)
IP電話設備への 着信に係るもの	音声通信番号のもの	180.0秒
	固定通信番号のもの	180.0秒

(注) IP電話設備への着信に係るものは当社が別に定めるもの(音声通信番号のものは別表1に定める協定事業者に係るもの、並びに固定通信番号のものは別表2に定める協定事業者に係るもの)に限ります。

(オ) 相互接続災害用伝言ダイヤルサービスへの着信に係るもの

区分	料金額 (1の通信ごとに、次の秒数までごとに30円)
相互接続災害用伝言ダイヤルサービスへの着信に係るもの	180.0秒

(カ) 相互接続番号案内への着信に係るもの

区分	料金額 (1の電話番号案内ごとに)
相互接続番号案内への着信に係るもの	200円

(2) 国際通信に係るもの

区 分		料金額 (1の通信ごとに、 60秒までごとに)
取 扱 地 域		
アジア1	シンガポール共和国、大韓民国、香港	20円
アジア2	台湾、中華人民共和国、フィリピン共和国、マカオ	30円
アジア3	インドネシア共和国、タイ王国、ブルネイ・ダルサラーム国、マレーシア	48円
アジア4	インド、カンボジア王国、スリランカ民主社会主義共和国、ネパール王国、パキスタン・イスラム共和国、バングラデシュ人民共和国、ブータン王国、ベトナム社会主義共和国、ミャンマー連邦共和国、モンゴル国、モルディヴ共和国、ラオス人民民主共和国	80円
アジア5	アフガニスタン・イスラム共和国、アラブ首長国連邦、イエメン共和国、イスラエル国、イラク共和国、イラン・イスラム共和国、オマーン国、カタール国、キプロス共和国、クウェート国、サウジアラビア王国、シリア・アラブ共和国、バーレーン国、ヨルダン・ハシェミット王国、レバノン共和国	90円
アジア6	東ティモール	127円
アジア7	朝鮮民主主義人民共和国	130円
アメリカ1	アメリカ合衆国（ハワイを除きます。）、カナダ	8円
アメリカ2	アメリカ領ヴァージン諸島、グレート・ブリテン領ヴァージン諸島、サンピエール島・ミクロン島、プエルト・リコ	40円

アメリカ 3	アルゼンチン共和国、アルバ、アンギラ、アンティグア・バーブーダ、ウルグアイ東方共和国、エクアドル共和国、エルサルバドル共和国、オランダ領アンティール、グアテマラ共和国、グアドループ島、グレナダ、ケイマン諸島、コスタリカ共和国、コロンビア共和国、ジャマイカ、セントビンセント及びグレナディーン諸島、セントルシア、タークス・カイコス諸島、チリ共和国、ドミニカ共和国、トリニダード・トバゴ共和国、ニカラグア共和国、パナマ共和国、バハマ国、バミューダ諸島、バルバドス、ブラジル連邦共和国、フランス領ギアナ、ベネズエラ・ボリバル共和国、ベリーズ、ペルー共和国、ボリビア共和国、ホンジュラス共和国、マルティニク	32円
アメリカ 4	オランダ領セントマーチン、ガイアナ共和国、キューバ共和国、スリナム共和国、セントクリストファー・ネイビス、ドミニカ国、ハイチ共和国、パラグアイ共和国、モンセラット	92円
アメリカ 5	メキシコ合衆国	78円
アメリカ 6	フォークランド諸島	230円
オセアニア 1	ハワイ	8円
オセアニア 2	オーストラリア、クリスマス島、グアム、ココス・キーリング諸島、サイパン、ニュージーランド	40円
オセアニア 3	アメリカ領サモア、キリバス共和国、クック諸島、サモア独立国、ツバル、トンガ王国、ニューカレドニア、パラオ共和国、フィジー共和国、フランス領ポリネシア、マーシャル諸島共和国、ミクロネシア連邦	56円
オセアニア 4	トケラウ諸島、ニウエ、バヌアツ共和国	64円
オセアニア 5	ノーフォーク島、パプアニューギニア独立国	80円
オセアニア 6	ソロモン諸島、ナウル共和国	160円
ヨーロッパ 1	イタリア共和国、グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国、ドイツ連邦共和国、バチカン市国、フランス共和国	22円
ヨーロッパ 2	アイスランド共和国、アイルランド、アゾレス諸島、アンドラ公国、オーストリア共和国、オランダ王国、カナリア諸島、ギリシャ共和国、グリーンランド、サンマリノ共和国、ジブラルタル、スイス連邦、スウェーデン王国、スペイン、スペイン領北アフリカ、デンマーク王国、トルコ共和国、ノルウェー王国、フィンランド共和国、フェロー諸島、ベルギー王国、ポルトガル共和国、マディラ諸島、マルタ共和国、モナコ公国、リヒテンシュタイン公国、ルクセンブルク大公国	48円

ヨーロッパ 3	アゼルバイジャン共和国、アルバニア共和国、アルメニア共和国、ウクライナ、ウズベキスタン共和国、エストニア共和国、カザフスタン共和国、キルギス共和国、グルジア、クロアチア共和国、スロバキア共和国、スロベニア共和国、セルビア共和国、タジキスタン共和国、チェコ共和国、トルクメニスタン、ハンガリー共和国、ベラルーシ共和国、ブルガリア共和国、ポーランド共和国、ボスニア・ヘルツェゴビナ、マケドニア・旧ユーゴスラビア共和国、モルドバ共和国、ラトビア共和国、リトアニア共和国、ルーマニア、ロシア連邦	64円
ヨーロッパ 4	モンテネグロ	142円
アフリカ 1	アルジェリア民主人民共和国、アンゴラ共和国、ウガンダ共和国、ガーナ共和国、ガボン共和国、ギニア共和国、コモロ連合、コンゴ共和国、ザンビア共和国、社会主義人民リビア・アラブ国、ジンバブエ共和国、スーダン共和国、スワジランド王国、赤道ギニア共和国、中央アフリカ共和国、チュニジア共和国、ナミビア共和国、ブルンジ共和国、ボツワナ共和国、マイヨット島、南アフリカ共和国、モーリタニア・イスラム共和国、リベリア共和国、ルワンダ共和国、レソト王国、レユニオン	72円
アフリカ 2	アセンション島、エジプト・アラブ共和国、エチオピア連邦民主共和国、エリトリア国、カーボベルデ共和国、カメルーン共和国、ガンビア共和国、ギニアビサウ共和国、ケニア共和国、コートジボワール共和国、コンゴ民主共和国、シエラレオネ共和国、ジブチ共和国、セネガル共和国、セントヘレナ島、ソマリア民主共和国、タンザニア連合共和国、チャド共和国、ナイジェリア連邦共和国、ブルキナファソ、ベナン共和国、マダガスカル共和国、マラウイ共和国、マリ共和国、モーリシャス共和国、モザンビーク共和国、モロッコ王国	90円
アフリカ 3	ニジェール共和国、トーゴ共和国、南スーダン共和国	128円
アフリカ 4	サントメ・プリンシペ民主共和国	257円
インマルサット 2	インマルサットーM（インド洋）、インマルサットーM（大西洋西）、インマルサットーM（大西洋東）、インマルサットーM（太平洋）	364円
インマルサット 3	インマルサットーB（インド洋）、インマルサットーB（大西洋西）、インマルサットーB（大西洋東）、インマルサットーB（太平洋）	308円

インマルサット 4	インマルサットーミニM／F（インド洋）、イン マルサットーミニM／F（大西洋西）、インマル サットーミニM／F（大西洋東）、インマルサッ トーミニM／F（太平洋）、インマルサットB G A N	2 5 0 円
インマルサット 5	インマルサットB G A N H S D	6 8 6 円
イリジウム	イリジウム	3 7 8 円
スラーヤ	スラーヤ	2 7 3 円

第2表 工事に関する費用

第1 工事費

1 第1種IP電話サービスに係るもの

1-1 適用

区 分	内 容				
(1) 工事費の適用	工事費は、工事を要することとなるサービス取扱局において、1の工事ごとに適用します。				
(2) 工事の適用区分	工事の適用区分は、次のとおりとします。 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>工事の区分</th> <th>適 用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ア 交換機等設定工事</td> <td>音声通信番号の初期登録に係る工事について適用します。</td> </tr> </tbody> </table>	工事の区分	適 用	ア 交換機等設定工事	音声通信番号の初期登録に係る工事について適用します。
工事の区分	適 用				
ア 交換機等設定工事	音声通信番号の初期登録に係る工事について適用します。				
(3) 工事費の適用除外	次の付加機能に係る工事については、工事費の支払いを要しません。 ア 発信電話番号非通知機能				

1-2 工事費の額

工事の種類	単 位	工事費の額
交換機等設定工事	1の音声通信番号ごとに	500円

2 第1種IPセントレックスサービス及び第2種IPセントレックスサービスに係るもの
2-1 適用

区 分	内 容																
(1) 工事費の適用	工事費は、工事を要することとなるサービス取扱局又はIP利用回線の終端において、1の工事ごとに適用します。																
(2) 工事の適用区分	<p>工事の適用区分は、次のとおりとします。</p> <table border="1" data-bbox="501 510 1461 2024"> <thead> <tr> <th data-bbox="501 510 730 564">工事の区分</th> <th data-bbox="730 510 1461 564">適 用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="501 564 730 837">ア IPセントレックスグループの設定に関する工事</td> <td data-bbox="730 564 1461 837">次の場合について、1の工事（1の者からの申込みにより2以上の工事を同時に行った場合には、1の工事とみなします。）ごとに適用します。 (ア) IPセントレックスグループの新設若しくは追加 (イ) 内線電話機能のIPセントレックスグループ間通信のグループ特番の新設又は変更</td> </tr> <tr> <td data-bbox="501 837 730 1034">イ IPセントレックスグループの詳細設定に関する工事</td> <td data-bbox="730 837 1461 1034">IPセントレックスグループの設定に係る工事のうち、上記ア以外の変更を行なう場合について、1の工事ごとに適用します。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="501 1034 730 1232">ウ 固定通信番号又は音声通信番号の登録等に関する工事</td> <td data-bbox="730 1034 1461 1232">固定通信番号若しくは音声通信番号の初期登録又は変更の場合について、1の工事ごとに適用します。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="501 1232 730 1496">エ 内線端末の登録等に関する工事</td> <td data-bbox="730 1232 1461 1496">内線端末へのピックアップ番号等の初期登録又は設定の変更の場合について、1の工事ごとに適用します。 ただし、1の内線端末に係る初期登録又は設定の変更と、ウ欄に規定する固定通信番号及び音声通信番号の登録等に関する工事を同時に行う場合には、適用しないものとします。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="501 1496 730 1626">オ 代表番号等に関する工事</td> <td data-bbox="730 1496 1461 1626">内線代表番号、マルチライン番号、固定代表番号又は固定マルチライン番号の新設又は変更の場合について、1の工事ごとに適用します。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="501 1626 730 1787">カ 同時通話数の登録等に関する工事</td> <td data-bbox="730 1626 1461 1787">同時通話数の初期登録又は変更の場合について、1の工事ごとに適用します。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="501 1787 730 2024">キ 番号ポータビリティに関する工事</td> <td data-bbox="730 1787 1461 2024">番号ポータビリティ（当社以外の電気通信事業者の電気通信サービスをご利用していた第2種IPセントレックス契約者が、利用中の固定通信番号を変更することなく、第2種IPセントレックスサービスにて当該固定通信番号を継続利用できることをいいます。）に関する登録又は登録の</td> </tr> </tbody> </table>	工事の区分	適 用	ア IPセントレックスグループの設定に関する工事	次の場合について、1の工事（1の者からの申込みにより2以上の工事を同時に行った場合には、1の工事とみなします。）ごとに適用します。 (ア) IPセントレックスグループの新設若しくは追加 (イ) 内線電話機能のIPセントレックスグループ間通信のグループ特番の新設又は変更	イ IPセントレックスグループの詳細設定に関する工事	IPセントレックスグループの設定に係る工事のうち、上記ア以外の変更を行なう場合について、1の工事ごとに適用します。	ウ 固定通信番号又は音声通信番号の登録等に関する工事	固定通信番号若しくは音声通信番号の初期登録又は変更の場合について、1の工事ごとに適用します。	エ 内線端末の登録等に関する工事	内線端末へのピックアップ番号等の初期登録又は設定の変更の場合について、1の工事ごとに適用します。 ただし、1の内線端末に係る初期登録又は設定の変更と、ウ欄に規定する固定通信番号及び音声通信番号の登録等に関する工事を同時に行う場合には、適用しないものとします。	オ 代表番号等に関する工事	内線代表番号、マルチライン番号、固定代表番号又は固定マルチライン番号の新設又は変更の場合について、1の工事ごとに適用します。	カ 同時通話数の登録等に関する工事	同時通話数の初期登録又は変更の場合について、1の工事ごとに適用します。	キ 番号ポータビリティに関する工事	番号ポータビリティ（当社以外の電気通信事業者の電気通信サービスをご利用していた第2種IPセントレックス契約者が、利用中の固定通信番号を変更することなく、第2種IPセントレックスサービスにて当該固定通信番号を継続利用できることをいいます。）に関する登録又は登録の
工事の区分	適 用																
ア IPセントレックスグループの設定に関する工事	次の場合について、1の工事（1の者からの申込みにより2以上の工事を同時に行った場合には、1の工事とみなします。）ごとに適用します。 (ア) IPセントレックスグループの新設若しくは追加 (イ) 内線電話機能のIPセントレックスグループ間通信のグループ特番の新設又は変更																
イ IPセントレックスグループの詳細設定に関する工事	IPセントレックスグループの設定に係る工事のうち、上記ア以外の変更を行なう場合について、1の工事ごとに適用します。																
ウ 固定通信番号又は音声通信番号の登録等に関する工事	固定通信番号若しくは音声通信番号の初期登録又は変更の場合について、1の工事ごとに適用します。																
エ 内線端末の登録等に関する工事	内線端末へのピックアップ番号等の初期登録又は設定の変更の場合について、1の工事ごとに適用します。 ただし、1の内線端末に係る初期登録又は設定の変更と、ウ欄に規定する固定通信番号及び音声通信番号の登録等に関する工事を同時に行う場合には、適用しないものとします。																
オ 代表番号等に関する工事	内線代表番号、マルチライン番号、固定代表番号又は固定マルチライン番号の新設又は変更の場合について、1の工事ごとに適用します。																
カ 同時通話数の登録等に関する工事	同時通話数の初期登録又は変更の場合について、1の工事ごとに適用します。																
キ 番号ポータビリティに関する工事	番号ポータビリティ（当社以外の電気通信事業者の電気通信サービスをご利用していた第2種IPセントレックス契約者が、利用中の固定通信番号を変更することなく、第2種IPセントレックスサービスにて当該固定通信番号を継続利用できることをいいます。）に関する登録又は登録の																

	解除に係るもの				
ク コードレス機能の設定等に関する工事	コードレス機能の初期登録又は設定の変更の場合について、1の工事ごとに適用します。				
ケ BS機能の設定等に関する工事	BS装置及びそれに附帯する設備の設置、移設、撤去、初期登録又は設定の変更（コ欄の規定に該当する場合を除きます。）に係る場合について、1の工事ごとに適用します。				
コ BS機能の設定等に関する特別な工事	BS機能の設定等に関する工事の実施に際して、次に該当する場合は、ケ欄の規定に係わらず、1の工事ごとに適用します。 (ア) BS装置又はそれに附帯する設備について、通常使わない特別な設備を使って工事を実施した場合 (イ) 工事が困難な箇所で工事を実施した場合				
サ コードレス端末設備の設定等に関する工事	コードレス端末設備の初期登録又は設定の変更に係るものに適用します。				
シ 音声通信アダプタの設置及び移転に関する工事	音声通信アダプタの設置又は移設に係る場合について、1の工事ごとに適用します。				
ス 音声通信アダプタの設定変更等に関する工事	音声通信アダプタの設定の変更に係る場合について、1の工事ごとに適用します。				
(3) 工事費の適用除外	次の付加機能に係る工事については、工事費の支払いを要しません。 ア 発信電話番号非通知機能				
(4) 工事時間の区分による工事費の適用	ア 当社が工事を実施した時間帯により、次の区分があります。 <table border="1" data-bbox="497 1655 1455 1975"> <thead> <tr> <th>工事時間の区分</th> <th>適用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平日昼間</td> <td>土曜日、日曜日及び祝日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）の規定により休日とされた日並びに1月2日、1月3日、5月1日及び12月29日から12月31日までの日をいいます。以下同じとします。）以外の日の午前9時から午後5時までの時間帯。</td> </tr> </tbody> </table>	工事時間の区分	適用	平日昼間	土曜日、日曜日及び祝日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）の規定により休日とされた日並びに1月2日、1月3日、5月1日及び12月29日から12月31日までの日をいいます。以下同じとします。）以外の日の午前9時から午後5時までの時間帯。
工事時間の区分	適用				
平日昼間	土曜日、日曜日及び祝日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）の規定により休日とされた日並びに1月2日、1月3日、5月1日及び12月29日から12月31日までの日をいいます。以下同じとします。）以外の日の午前9時から午後5時までの時間帯。				

休日夜間	平日昼間以外の時間帯
------	------------

2-2 工事費の額

工事の種類	単 位	工事費の額		
		平日昼間	休日夜間	
IPセントレックスグループの設定に関する工事	1のIPセントレックスグループごとに	10,000円	13,000円	
IPセントレックスグループの詳細設定に関する工事	1のIPセントレックスグループごとに	1,000円	1,300円	
固定通信番号又は音声通信番号の登録等に関する工事	1の固定通信番号又は音声通信番号ごとに	1,000円	1,300円	
内線端末の登録等に関する工事	1の内線端末ごとに	800円	1,040円	
代表番号等に関する工事	1の内線代表番号、マルチライン番号、固定代表番号又は固定マルチライン番号ごとに	1,000円	1,300円	
同時通話数の登録等に関する工事	1の同時通話数ごとに	1,000円	1,300円	
番号ポータビリティに関する工事	1の固定通信番号ごとに	2,000円	3,000円	
コードレス機能の設定等に関する工事	1の音声通信番号ごとに	500円	650円	
BS機能の設定等に関する工事	無停電機能なしのもの	1のBS装置ごとに	30,000円	39,000円
	無停電機能ありのもの	1のBS装置ごとに	34,000円	44,200円
BS機能の設定等に関する特別な工事	無停電機能なしのもの	1のBS装置ごとに	実費	実費
	無停電機能ありのもの	1のBS装置ごとに	実費	実費
コードレス端末設備の設定等に関する工事	1の音声通信番号ごとに	500円	650円	
音声通信アダプタの設置等に関する工事	1の音声通信アダプタごとに	281,100円	281,100円	

音声通信アダプタの移設に関する工事	1の音声通信アダプタごとに	70,600円	70,600円
音声通信アダプタの設定変更等に関する工事	1の音声通信アダプタごとに	37,400円	41,000円

3 第3種IPセントレックスサービスに係るもの
3-1 適用

区 分	内 容										
(1) 工事費の適用	工事費は、工事を要することとなるサービス取扱局又はIP利用回線の終端において、1の工事ごとに適用します。										
(2) 工事の適用区分	<p>工事の適用区分は、次のとおりとします。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>工事の区分</th> <th>適 用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ア IPセントレックスグループの設定に関する工事</td> <td>次の場合について、1の工事（1の者からの申込みにより2以上の工事を同時に行った場合には、1の工事とみなします。）ごとに適用します。 （7）IPセントレックスグループの新設若しくは追加 （4）内線電話機能のIPセントレックスグループ間通信のグループ特番の新設又は変更</td> </tr> <tr> <td>イ IPセントレックスグループの詳細設定に関する工事</td> <td>IPセントレックスグループの設定に係る工事のうち、上記ア以外の変更を行なう場合について、1の工事ごとに適用します。</td> </tr> <tr> <td>ウ 音声通信番号の登録等に関する工事</td> <td>音声通信番号の初期登録又は変更の場合について、1の工事ごとに適用します。</td> </tr> <tr> <td>エ 内線端末設備の設定等に関する工事</td> <td>内線端末設備及びそれに附帯する設備の設置、移設、撤去、初期登録又は設定の変更（エ欄の規定に該当する場合を除きます。）に係る場合について、1の工事ごとに適用します。</td> </tr> </tbody> </table>	工事の区分	適 用	ア IPセントレックスグループの設定に関する工事	次の場合について、1の工事（1の者からの申込みにより2以上の工事を同時に行った場合には、1の工事とみなします。）ごとに適用します。 （7）IPセントレックスグループの新設若しくは追加 （4）内線電話機能のIPセントレックスグループ間通信のグループ特番の新設又は変更	イ IPセントレックスグループの詳細設定に関する工事	IPセントレックスグループの設定に係る工事のうち、上記ア以外の変更を行なう場合について、1の工事ごとに適用します。	ウ 音声通信番号の登録等に関する工事	音声通信番号の初期登録又は変更の場合について、1の工事ごとに適用します。	エ 内線端末設備の設定等に関する工事	内線端末設備及びそれに附帯する設備の設置、移設、撤去、初期登録又は設定の変更（エ欄の規定に該当する場合を除きます。）に係る場合について、1の工事ごとに適用します。
工事の区分	適 用										
ア IPセントレックスグループの設定に関する工事	次の場合について、1の工事（1の者からの申込みにより2以上の工事を同時に行った場合には、1の工事とみなします。）ごとに適用します。 （7）IPセントレックスグループの新設若しくは追加 （4）内線電話機能のIPセントレックスグループ間通信のグループ特番の新設又は変更										
イ IPセントレックスグループの詳細設定に関する工事	IPセントレックスグループの設定に係る工事のうち、上記ア以外の変更を行なう場合について、1の工事ごとに適用します。										
ウ 音声通信番号の登録等に関する工事	音声通信番号の初期登録又は変更の場合について、1の工事ごとに適用します。										
エ 内線端末設備の設定等に関する工事	内線端末設備及びそれに附帯する設備の設置、移設、撤去、初期登録又は設定の変更（エ欄の規定に該当する場合を除きます。）に係る場合について、1の工事ごとに適用します。										
(3) 工事費の適用除外	次の付加機能に係る工事については、工事費の支払いを要しません。 ア 発信電話番号非通知機能										
(4) 工事時間の区分による工事費の適用	<p>当社が工事を実施した時間帯により、次の区分があります。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>工事時間の区分</th> <th>適 用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平日昼間</td> <td>土曜日、日曜日及び祝日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）の規定により休日とされた日並びに1月2日、1月3日、5月1日及び12月29日から12月31日までの日をいいます。以下同じとします。）以外の日の午前9時から午後5時までの時間帯。</td> </tr> <tr> <td>休日夜間</td> <td>平日昼間以外の時間帯</td> </tr> </tbody> </table>	工事時間の区分	適 用	平日昼間	土曜日、日曜日及び祝日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）の規定により休日とされた日並びに1月2日、1月3日、5月1日及び12月29日から12月31日までの日をいいます。以下同じとします。）以外の日の午前9時から午後5時までの時間帯。	休日夜間	平日昼間以外の時間帯				
工事時間の区分	適 用										
平日昼間	土曜日、日曜日及び祝日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）の規定により休日とされた日並びに1月2日、1月3日、5月1日及び12月29日から12月31日までの日をいいます。以下同じとします。）以外の日の午前9時から午後5時までの時間帯。										
休日夜間	平日昼間以外の時間帯										

3-2 工事費の額

工事の種類	単 位	工事費の額	
		平日昼間	休日夜間
IPセントレックスグループの設定に関する工事	1のIPセントレックスグループごとに	10,000円	13,000円
IPセントレックスグループの詳細設定に関する工事	1のIPセントレックスグループごとに	1,000円	1,300円
音声通信番号の登録等に関する工事	1の音声通信番号ごとに	1,500円	1,950円
内線端末設備の設定等に関する工事	1の内線端末設備ごとに	200,000円	260,000円

第3表 附帯サービスに関する料金

第1 重複掲載料

1 適用

区 分	内 容
(1) 重複掲載料の適用	重複掲載料は、料金表通則の月額料金に係る規定に準じて適用します。

2 重複掲載料の額

区 分	単 位	料 金 額 (月額)
重複掲載料	電話帳1掲載ごとに	50円

第2 料金明細内訳の送付手数料

1 適用

区 分	内 容
(1) 料金明細内訳の送付手数料の適用	料金明細内訳(通話開始時間順に並べられた1通話ごとの通話料金明細)をCD-ROM等の電子媒体で送付します。

2 料金明細内訳の送付手数料の額

区 分	単 位	料 金 額
料金明細内訳の送付手数料	1のIPセントレックスグループについて送付1回ごとに	1,000円

別表 1 当社が別に定める IP 電話設備への着信に係る協定事業者

事業者の名称
株式会社 NTT ぷらら
エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社
KDDI 株式会社
アルテリア・ネットワークス株式会社
ソフトバンク株式会社
株式会社 ジュピターテレコム
ZIP Telecom 株式会社
株式会社 NTT ドコモ
株式会社 アイ・ピー・エス

別表2 当社が別に定めるIP電話設備への着信に係る協定事業者

事業者の名称
東北インテリジェント通信株式会社
楽天コミュニケーションズ株式会社
株式会社ケイ・オブティコム
株式会社STNet
九州通信ネットワーク株式会社
株式会社エヌ・ティ・ティ エムイー
株式会社NTTぷらら
エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社
KDDI株式会社
アルテリア・ネットワークス株式会社
ソフトバンク株式会社
ZIP Telecom株式会社
株式会社エネルギー・コミュニケーションズ
株式会社アイ・ピー・エス
株式会社三通

附 則

附 則（CTC 経企発第 03-27, 28 号）

（実施期日）

- 1 この約款は、平成 15 年 8 月 1 日より実施します。ただし、IP セントレックスサービスの提供は、平成 15 年 9 月 1 日より実施します。

附 則（CTC 経企発第 03-80 号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成 15 年 10 月 10 日から実施します。

附 則

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成 16 年 3 月 1 日から実施します。

附 則

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成 16 年 4 月 1 日から実施します。

附 則

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成 16 年 5 月 1 日から実施します。

（経過措置）

- 2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供している IP セントレックスサービスについては、この改正規定実施の日に、第 1 種 IP セントレックスサービスに移行したものとみなして取り扱います。
- 3 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により支払い、又は支払わなければならなかった IP 電話サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 4 この改正規定実施前にその事由が生じた IP 電話サービスに関する損害賠償の請求の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（経企決第 04-20 号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成 16 年 6 月 10 日から実施します。

（経過措置）

- 2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により支払い、又は支払わなければならなかった IP 電話サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施前にその事由が生じた IP 電話サービスに関する損害賠償の請求の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成 16 年 9 月 1 日から実施します。

附 則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成16年12月8日から実施します。

附 則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成16年12月16日から実施します。

附 則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成16年12月21日から実施します。

附 則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成17年2月1日から実施します。

附 則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成17年4月1日から実施します。

附 則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成17年4月15日から実施します。

附 則 (経企決第05-15号)

(実施期日)

1 この改正規定は、平成17年5月1日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により支払い、又は支払わなければならなかったIP電話サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

3 この改正規定実施前にその事由が生じたIP電話サービスに関する損害賠償の請求の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成17年6月15日から実施します。

附 則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成17年6月20日から実施します。

附 則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成17年9月1日から実施します。ただし、第3種IP電話サービス及び緊急通報サービスの提供は、平成17年10月3日より実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により支払い、又は支払わなければならなかったIP電話サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施前にその事由が生じたIP電話サービスに関する損害賠償の請求の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成18年1月1日から実施します。ただし相互接続災害用伝言ダイヤルサービスの提供は平成18年1月10日から実施します。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成18年6月1日から実施します。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成19年1月1日から実施します。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成20年1月1日から実施します。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成20年10月24日から実施します。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成21年2月1日から実施します。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成21年3月1日から実施します。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成21年3月1日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により支払い、又は支払わなければならなかったIP電話サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成23年2月1日から実施します。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成24年1月1日から実施します。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成24年1月23日から実施します。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成24年3月9日から実施します。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成24年7月1日から実施します。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成25年3月1日から実施します。
- 2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により支払い、又は支払わなければならなかったIP電話サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成25年7月5日から実施します。
- 2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により支払い、又は支払わなければならなかったIP電話サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成26年1月31日から実施します。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成26年3月25日から実施します。ただし、端末設備（音声通信アダプタに限ります。）は平成26年4月1日から提供します。
- 2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により支払い、又は支払わなければならなかったIP電話サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成27年1月1日から実施します。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成27年6月1日から実施します。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成27年12月22日から実施します。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成28年3月1日から実施します。

(契約に関する経過措置)

- 2 この改正規定実施の際現に、当社が改正前の規定により提供している次表の左欄に定める端末設備利用料の区分の適用を受けているものは、この改正規定実施の日において、同表の右欄に定める端末設備利用料の区分の適用を受けているものとみなして取り扱います。

改正前の端末設備利用料の区分	改正後の端末設備利用料の区分
F X O (2 4 c h) のもの	F X O (2 0 c h) のもの

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成28年3月18日から実施します。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成28年7月1日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により支払い、又は支払わなければならなかったIP電話サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成29年1月1日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により支払い、又は支払わなければならなかったIP電話サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成29年4月1日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により支払い、又は支払わなければならなかったIP電話サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成29年5月30日から実施します。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成29年7月1日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により支払い、又は支払わなければならなかったIP電話サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成30年1月1日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により支払い、又は支払わなければならなかったIP電話サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとします。